

# R7 営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事

## 図面リスト

通し番号	図面番号	図 面 名
01	T-00	図面リスト
02	共-01, 02	營繕工事共通仕様書 (1) (2)
03	共-03, 04	營繕工事共通仕様書 (3) (4)
04	共-05, 06	營繕工事共通仕様書 (5) (6)
05	改特-01, 02	建築改修工事特記仕様書 (1) (2)
06	改特-03	建築改修工事特記仕様書 (3)
07	A-01	配置図 付近見取図 外部仕上表
08	A-02	資材搬入作業、仮設計画支障物件確認図 概略工事工程表
09	A-03	1階、2階仮設平面図
10	A-04	改修前立面図 改修前断面図
11	A-05	改修後立面図 改修後断面図
12	A-06	改修前後天井伏図
13	A-07	改修前後屋根伏図
14	A-08	改修前後屋根軒先詳細図 (参考図)
15	A-09	改修前後屋根下り棟、屋根水平方向断面詳細図 (参考図)
16	A-10	改修前後屋根隅部平面詳細図 (参考図)
17	A-11	改修前後断面詳細図 (参考図)
18	A-12	改修後屋根詳細図 (参考図)

課長	副課長	課長補佐	係長	係長	課員	担当

		●工事名 徳島県県土整備部営繕課	R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 T-00	中飯賀業建築研究所
	設計 R7.11	竣工	●図面名 図面リスト	●縮尺 NON	〒779-1750 徳島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業

## 営繕工事共通仕様書

### I. 工事概要

#### 1. 工事名称

R7 営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事

#### 2. 工事場所

阿南市富岡町小山18-3

#### 3. 建物概要

建物名称	体育館、北校舎
構造・規模	体育館:RC 造一部鉄骨造 2階建て、北校舎:RC 造4階建て
敷地面積	
延床面積	体育館: 1,510 m <sup>2</sup> 、北校舎: 4,061.96 m <sup>2</sup>
消防法施行令別表第1の区分	7項

#### 4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	体育館屋根改修工事一式、北校舎消防ポンプ改修工事

#### 5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

① 作業不能日数： 4 日間

② 観測地点：環境省が公表する四国地方\_徳島蒲生田 地点

③ 気象状況により工期内に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方\_徳島蒲生田 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が

④ の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長を協議することができる。

④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

#### 6. その他

① 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

② 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。

・受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

・受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

### II. 営繕工事共通仕様書

#### 1. 通用基準

画面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版（以下「標仕」という。）
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版（以下「改標仕」という。）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
木造建築工事標準仕様書	令和4年版
建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説	令和5年版
建築工事標準詳細図	令和4年版（以下「標準図」という。）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和4年版
敷地調査共通仕様書	令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

建築工事監理指針	令和4年版（以下「監理指針」という。）
建築改修工事監理指針	令和4年版
電気設備工事監理指針	令和4年版
機械設備工事監理指針	令和4年版

#### 2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

① 質問回答書（②から⑤に対するもの）

② 据足説明書

③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）

④ 図面

⑤ 公共建築工事標準仕様書等

#### 3. 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### 4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

### 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。  
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

### 6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工事別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

### 7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

### 8. 施工体制台帳及び施工体系図

- ① 施工体制台帳の作成
  - 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならぬ。
- ② 施工体系図の作成及び掲示
  - 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従て、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- ③ 警備業者の記載
  - 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ④ 運搬業者の記載
  - 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出
  - 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- ⑥ 再下請負通知書の提出
  - 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
    - 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

### 9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
  - ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

### 10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名前を看用すること。名前には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経第3号、平成14年5月30日改正）その他の関係法令に従い適切に実施すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度修復又は補償すること。
- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行なうときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があつたときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時のブームの高さ、移動式クレーンのブームの下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ⑪ 受注者は、トラック（クレーン装置付き）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しないからの直上階（天井）の2階はつ工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- ⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番縄等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑱ 作業にあたって労働災害、公

11. 撤去時の資機材残置の防止  
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

## 12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止  
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配備、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止  
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
  - ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
  - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
  - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
  - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
  - ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

## 13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行うこと。
  - 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しをする。
  - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書で表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - 3) 産業廃棄物の種類ごとの区分場については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」」による。
  - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「建設発生土の処理」」による。
  - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - 6) 空調機等の整備や撤去処理を行う場合は、プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
  - 7) 受注者は、建設副産物が撤出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出認書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認とともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- ② アスペクト
  - 1) 施工前に大気汚染防止法に基づくアスペクト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
  - 既存の分析調査結果の質与 (あり・なし)
    - 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
    - ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。  
※同等の能力を有する者は、(一社)日本アスペクト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
    - ・発注者の指示により、分析によるアスペクト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。  
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1による。
    - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出とともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
    - ・調査結果は3年間保存すること。
    - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
    - 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
      - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
      - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
      - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
      - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
    - 4) 建設リサイクル法通知済証の掲示
      - 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しんしん検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
    - 5) 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
      - 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
      - 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第9条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合にコプラス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
      - 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
      - 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
      - 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプラス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
      - 6) 受注者は、コプラス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
      - 5) 受領書の交付
        - 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
      - 6) 再生資源利用促進計画書を作成する上の確認事項等
        - 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 7) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
  - 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止  
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

- 12. 交通安全管理
  - ① 輸送災害の防止
    - 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配備、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
  - ② 過積載による違法運行の防止
    - 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
      - ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
      - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
      - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
      - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
      - ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行うこと。
  - 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しをする。
  - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書で表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - 3) 産業廃棄物の種類ごとの区分場については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」」による。
  - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「建設発生土の処理」」による。
  - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - 6) 空調機等の整備や撤去処理を行う場合は、プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
  - 7) 受注者は、建設副産物が撤出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出認書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認とともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその説明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

- ① 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

② 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のとおりである。

- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材

- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

- ③ 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- ④ 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

- ⑤ 県内の森林から直接採出するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

- ⑥ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」)を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。

- ⑦ 標仕等に記載されない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑧ 県内産資材の原則使用

- ① 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- ② 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であるこの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

15. 化学物質を発散する建築材料等

- 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ヨウア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ② 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ③ 接着剤は、フタル酸ジエーピーブラム及びフタル酸ジーエーチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営業課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のため必要な処置をとること。

- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命じるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督

- 17. 建設機械等**
- ① 排出ガス対策型建設機械  
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同様みなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かることで写真を監督員に提出するものとする。
  - ② 低騒音・低振動型建設機械  
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
  - ③ 特定自主検査  
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
  - ④ 不正軽油の使用禁止  
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。  
また、受注者は、県の徵税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。
- 18. 遠隔臨場の試行**
- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
  - ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。
- 19. 工事看板等**
- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
  - ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
  - ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。  
ただし、次いすれかに該当する工事は対象外とする。
    - ・区画線工事・舗装工事・標識設置工事・照明灯工事
    - ・当初請負金額が200万円未満の工事
- 20. 仮設トイレ**
- 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事  
原則として洋式トイレを設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
  - ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事  
原則として洋式トイレを設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
  - ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事  
原則として洋式トイレを設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
- (注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。  
(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
- 21. 設計変更箇所確認**
- 設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しづん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。
- 22. 工事検査及び技術検査**
- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。
- | 当初請負対象額      | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満       | —      | 1回    |
| 3千万円以上5千万円未満 | —      | 2回    |
| 5千万円以上1億円未満  | 1回     | 2回    |
| 1億円以上        | 2回     | 3回    |
- (注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。  
(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
  - ③ 中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
  - ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
  - ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしづん工検査時に検査員による出来形等の現認ができないなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。
- 23. 完成図等**
- ① 電子納品：対象  
受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること)。
  - ③ 提出書類
    - ・竣工図(副本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
    - ・工事写真(電子データ2部)
    - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
    - ・保全に関する資料
    - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
  - ④ しづん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しづん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジタル形式をCD-R等に保存する。
  - ⑤ 工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真での確に確認できること。

### III. 建築改修工事特記仕様書

#### 1章 改修一般共通事項

##### 1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 他工事の施工範囲と干渉する箇所については、工事着手までに工事関係者間で協議を行い、施工上の調整を行う。

##### 2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有  無 )

備品等名称：  
保管場所：  
注意事項：

##### 3. 施工調査

###### 調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り回し時期については、施設管理者と協議の上決定する。

##### 4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 10 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられている。 義務付けられていない
- ② 警備員は、延 10 人(昼 10 人、夜 0 人)うち検定合格警備員 0 人を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1ヶ月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

##### 5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標示により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	県南クリーン(有)		阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1	6.8	1,000	t
金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東中浜174番地 阿南市橋町東中浜174番地	7.2	0	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地 阿南市橋町小勝187番の地	14.6	35,000	t
木材	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	10.8	10,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃棄物処理業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物処理業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。

・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

##### 6. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めること。

##### ○印…適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	○ とび作業
屋根及びとい	建築板金	○ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業

### 2章 改修仮設工事

#### 1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流束処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

#### 2. 足場等

① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。

- 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
- 2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。  
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

#### 4. 外部足場(図示の通り)

- ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)
- ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標準2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

#### 5. 内部足場(図示の通り)

- ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
- ⑥ 仮囲い(図示の通り)

#### 7. ゲート(有 無 図示の通り)

⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用されること。また安全管理も実施すること。

⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラ)のつり足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑪ 石綿有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。

⑫ その他

#### 3. 工事用用水、電力等

- ① 既存電力利用(出来る  出来ない  )、電力料金(有償  無償  )ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存水利用(出来る  出来ない  )、電力料金(有償  無償  )ただし、施設管理者と協議すること。

#### 4. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、(図示の場所に)用意していないので業者にて設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

### 3章 塗装改修工事

#### 1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レジリソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

#### 2. 耐候性塗装塗り(DP)

区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗装塗りの種別	上塗りの等級	備考
鉄鋼面	A種	R A種	A種	3級	
塩ビ面	C-2種	R C種	-	3級	改標準7.8.4に準じる
ケイ酸カルシウム板面	C-2種	R C種	-	3級	軒天

### 4章 屋根及びとい工事

#### 1. 一般事項

- ① 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。

② 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。

③ 建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速 $V_0 = (36 \text{ m/s})$  地表面粗度区分 (I - II - III - IV)  
積雪区分 建設省告示第1455号 別表 (三十五)

## 2. 長尺金属板葺き

- ① 屋根葺き形式
- 立て平葺( 一文字葺き • ひし形葺き )
  - 心木なし瓦棒葺
  - 横葺
  - その他(  嵌合瓦棒葺き(カバー工法) )

## ② 材料

施工箇所	種類(JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ(mm)	めっき付着量	塗装の耐久性の種類	下葺材料
屋根	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帶(屋根用)	JIS G 3322	0.4	AZ150	2類または5類 ポリエスチル樹脂塗装	既存屋根(瓦棒葺き)

## ③ 工法

施工箇所	葺板の寸法	下地	留付け方法
屋根	働き巾420	既存瓦棒葺き	アルミ押出型材特注吊子

横葺の場合のけらばは( つかみ込み納め • けらば包み納め )とする。

④ 指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。

⑤ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

## 3. 折板葺

- ① 折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。

施工箇所	材質	鋼板の厚さ (mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ビッチ (mm)	耐力	軒先面戸 の適用	裏打ち材 の有無
渡り廊下	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板	0.6		重ね式	88	200		無	無

② タイフレームに使用する材料は、JIS G 3302による。

③ 断熱材 ( 有り 厚さ mm、種別 、防火性能 時間 •  なし )

④ 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイフレーム、けらば納めは屋根葺工法に応じた専門業者の仕様による。

⑤ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

⑥ 耐雪性能に対応した工法の適用( 有り •  無し )。

## 5章 金属工事

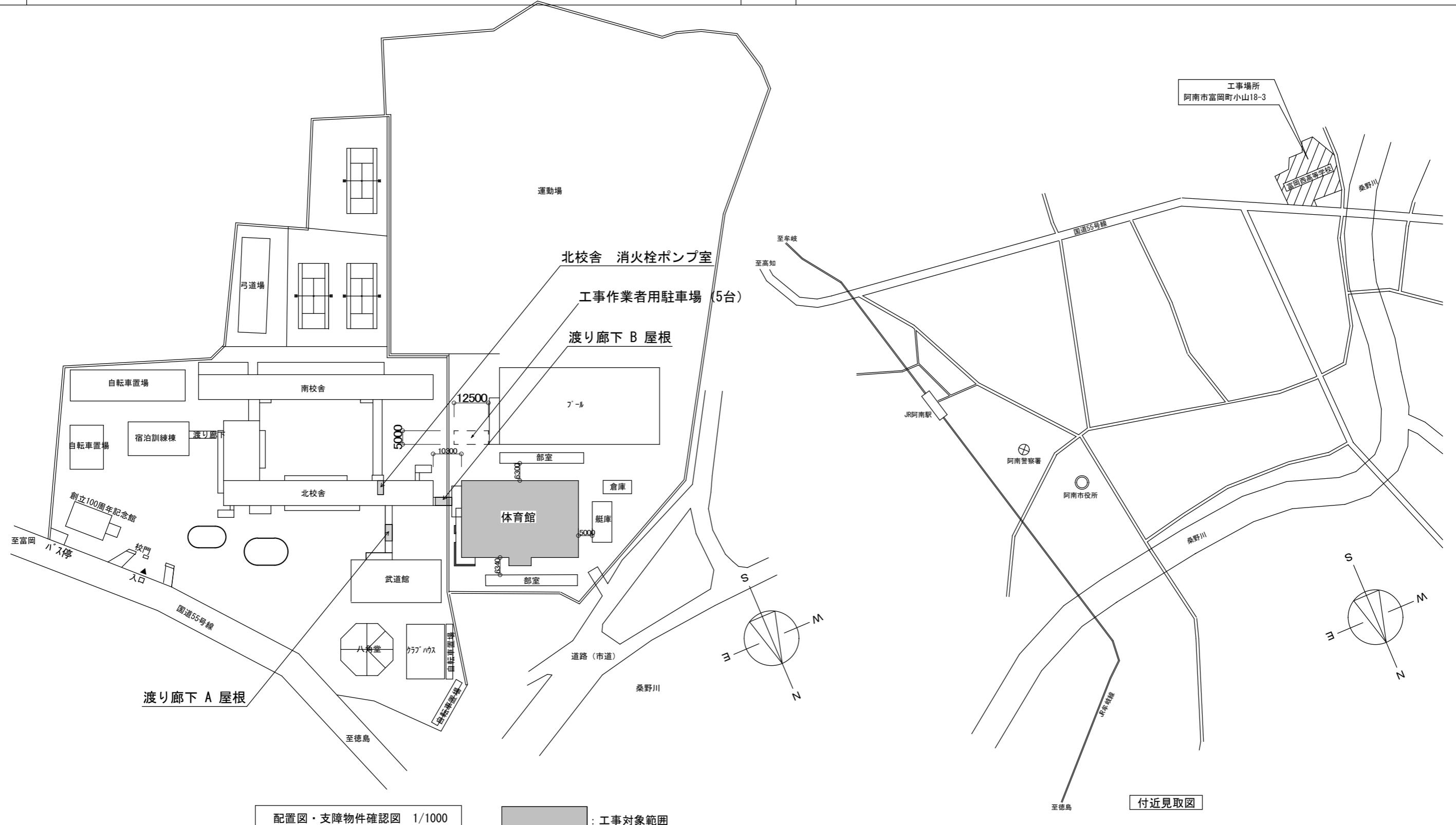
## 1. 一般事項

- ① 製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。

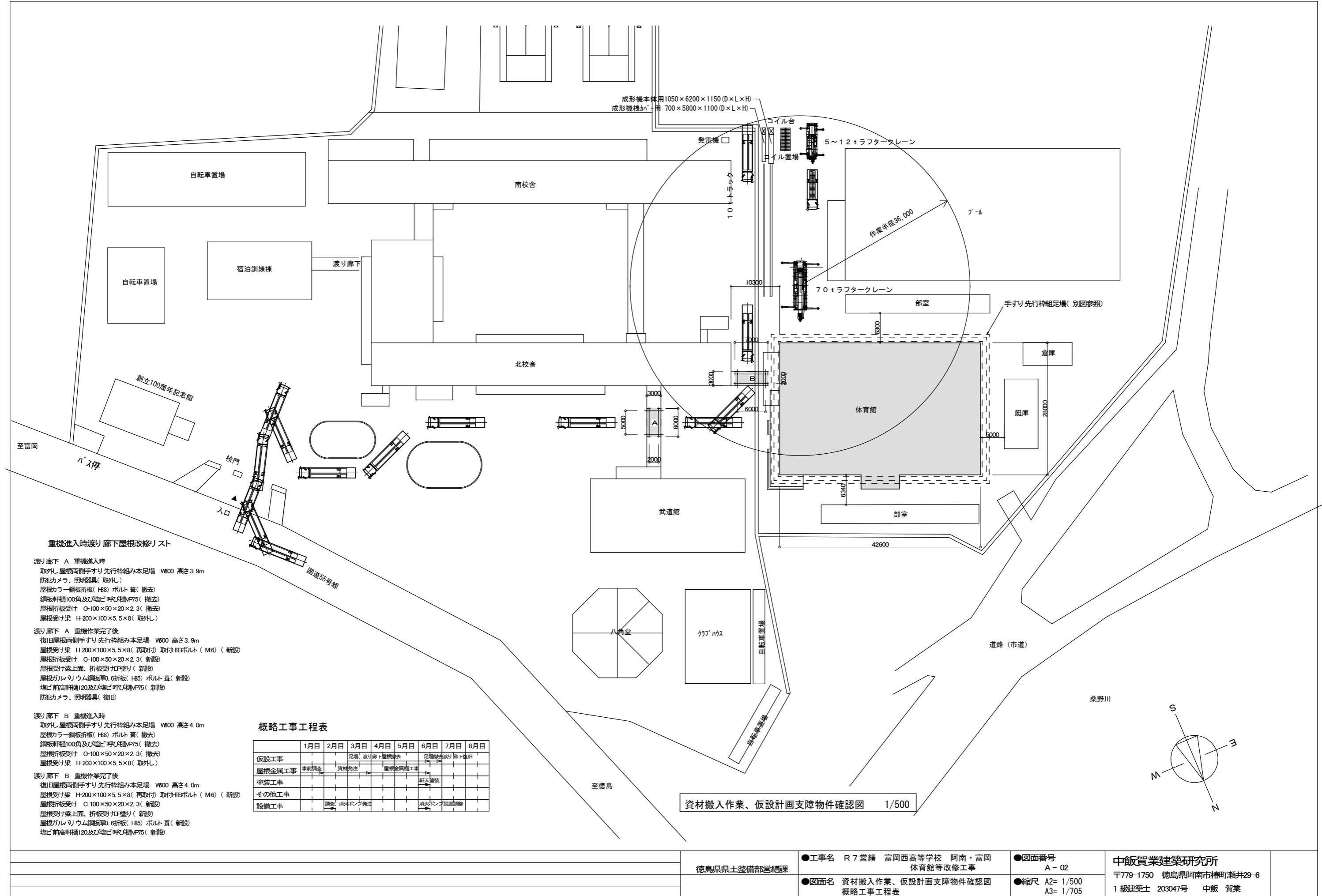
## 2. 金属成形板張り

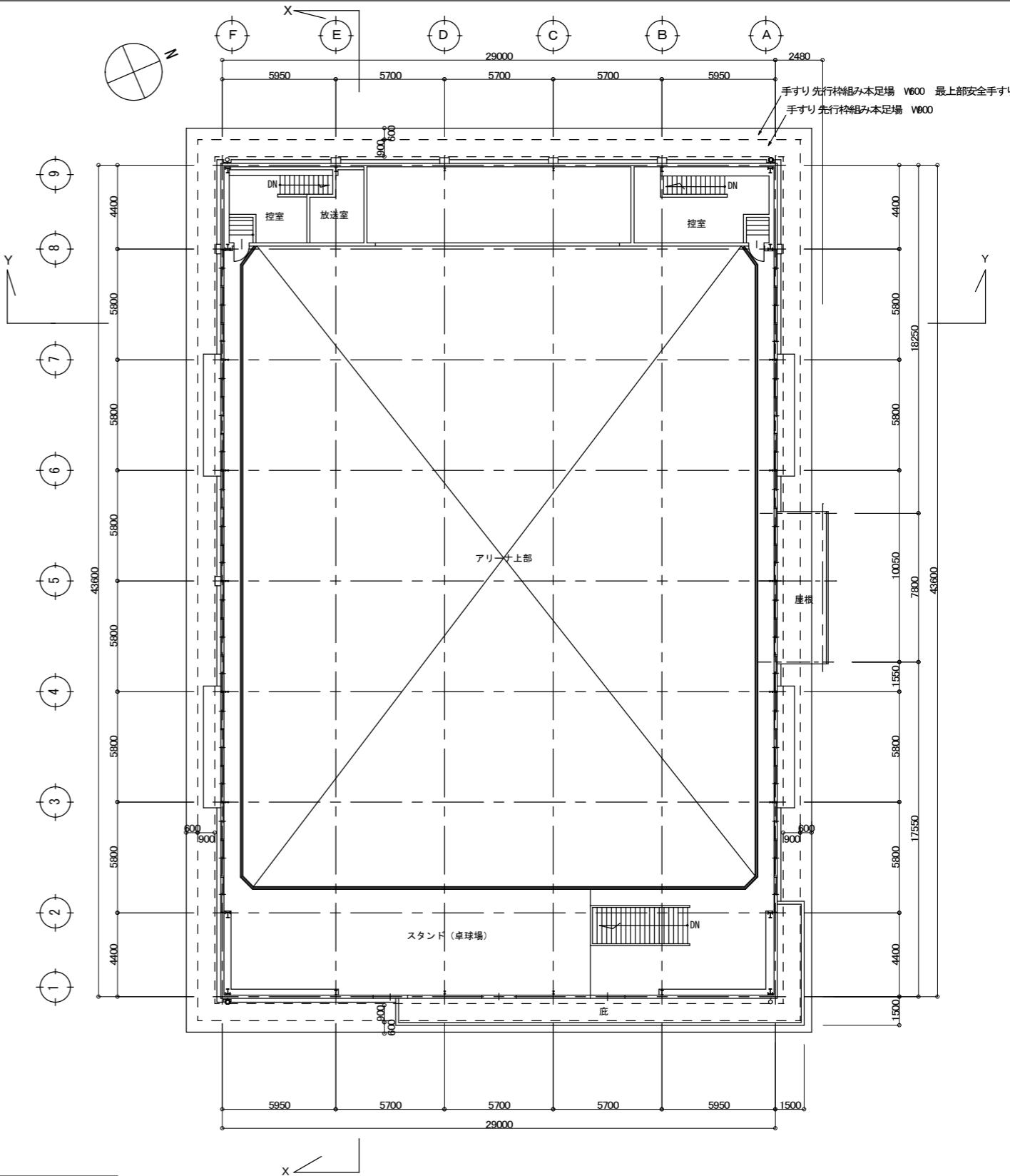
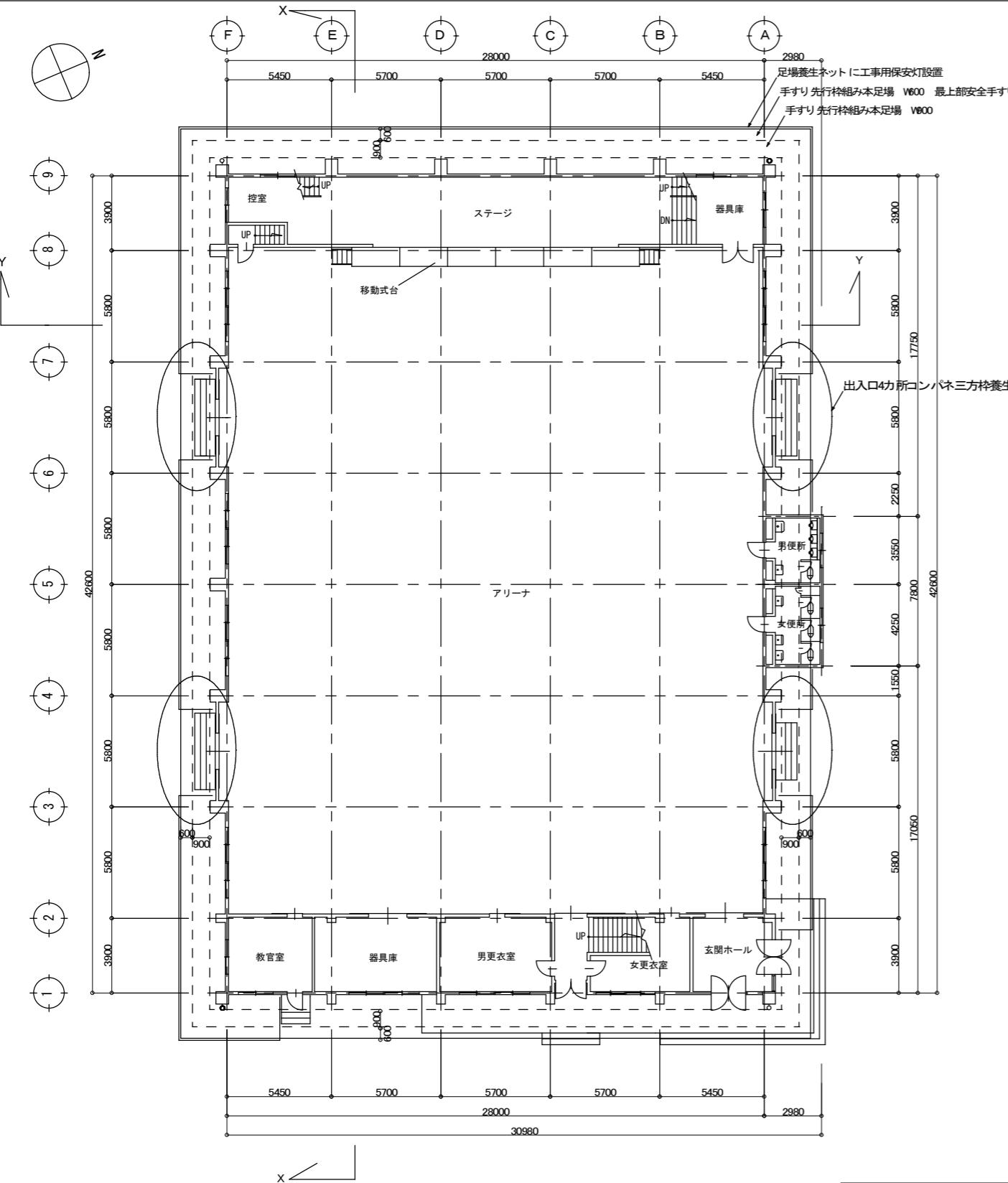
種別	モールディング(既製品)	スパンドレル
材質		塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板
製法		ロールフォーミング成型
板幅		原板:914mm 使用板巾:457mm
寸法		働き巾370mm
厚さ		0.4mm
形状	図示による。	図示による。
表面処理		ポリエスチル樹脂系塗装
伸縮締手		
取付下地		既存木下地
製造所		

改修前外部仕上表		改修後外部仕上表	
屋根	長尺瓦棒葺き(ガーフィルム板厚0.4mm)(既存のまま)+棟部シート防水補修、下地共(撤去)+一部屋根補修(コンパネ下地シート防水)(撤去)	屋根	嵌合瓦棒葺き(カバー工法)塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板厚0.4mm発泡ポリスチレン厚4mm裏貼り(上下部分アルミ押出成形吊子取付)(新設)
軒先	ケイ酸カルシウム板下地板P塗り(既存のまま)	軒先	塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板厚0.4mm角波サイディング張り(新設)
軒裏	ケイ酸カルシウム板下地板P塗り(既存のまま)	軒裏	下地調整の上DP塗替え(新設)スチール軒裏換気孔防錆処理の上DP塗替え(新設)
外壁	1階モルタル下地リシン吹き付け、2階木下地角波サイディング張り(既存のまま)	外壁	1階モルタル下地リシン吹き付け、2階木下地角波サイディング張り(既存のまま)

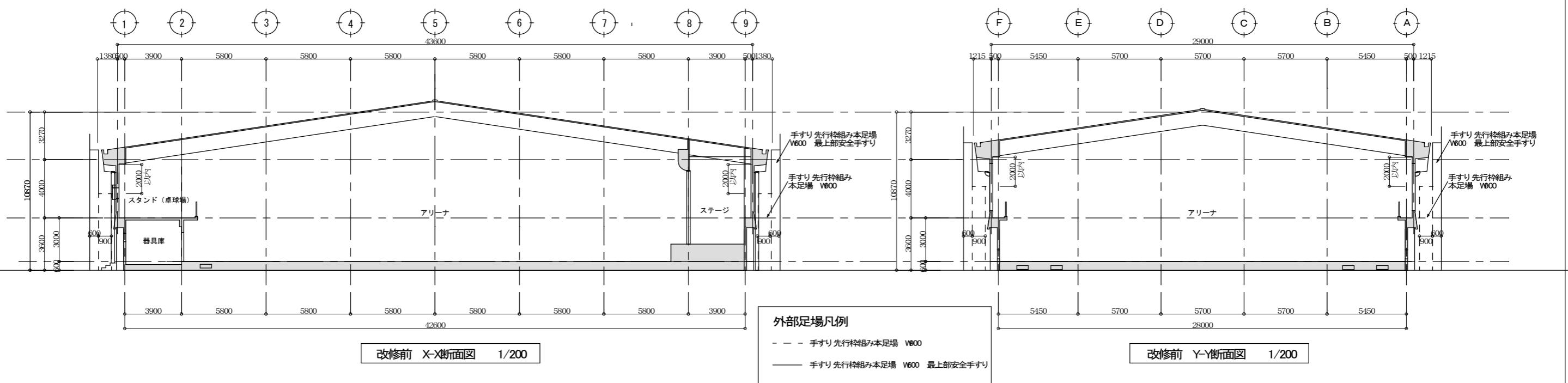
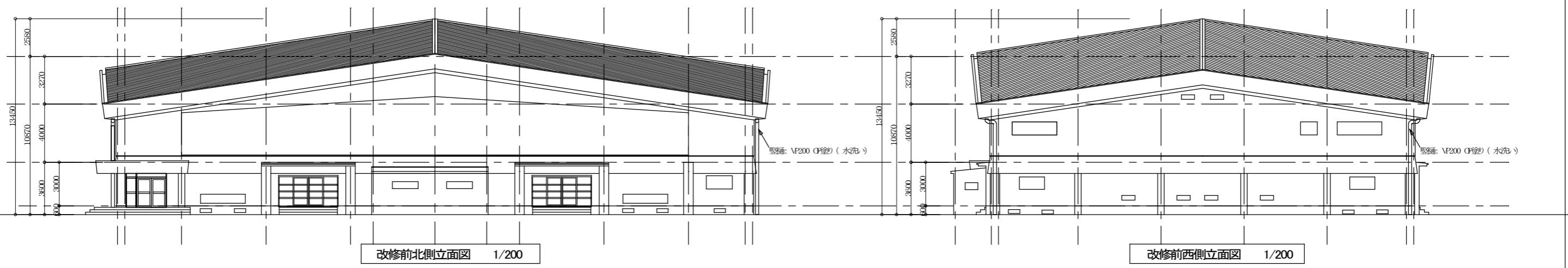
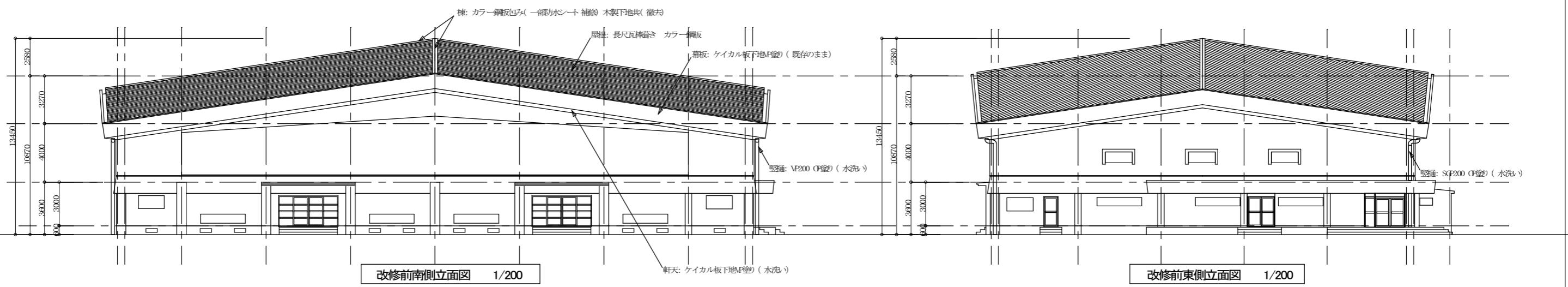


徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-01	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
	●図面名 配置図 付近見取図 外部仕上表	●縮尺 A2= 1/1000 A3= 1/1410	

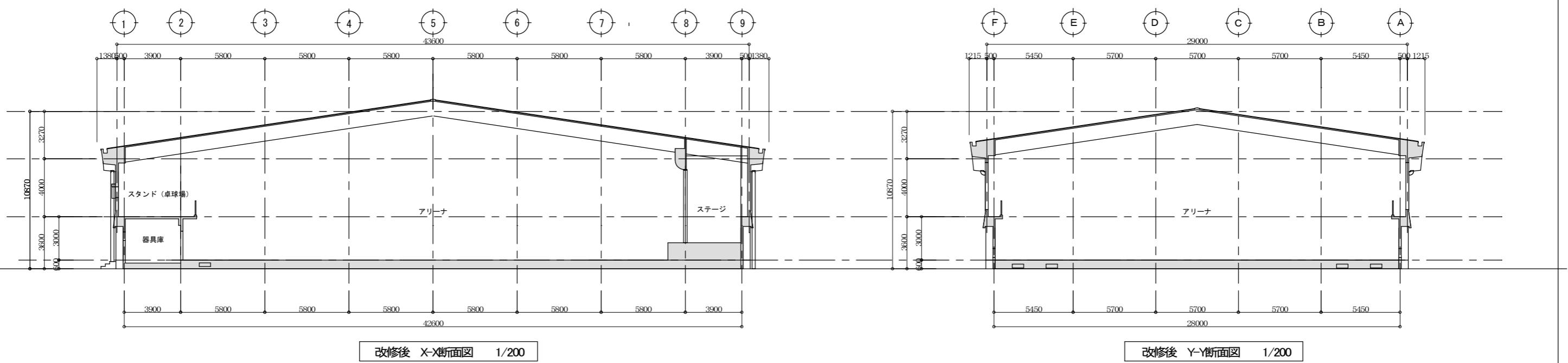
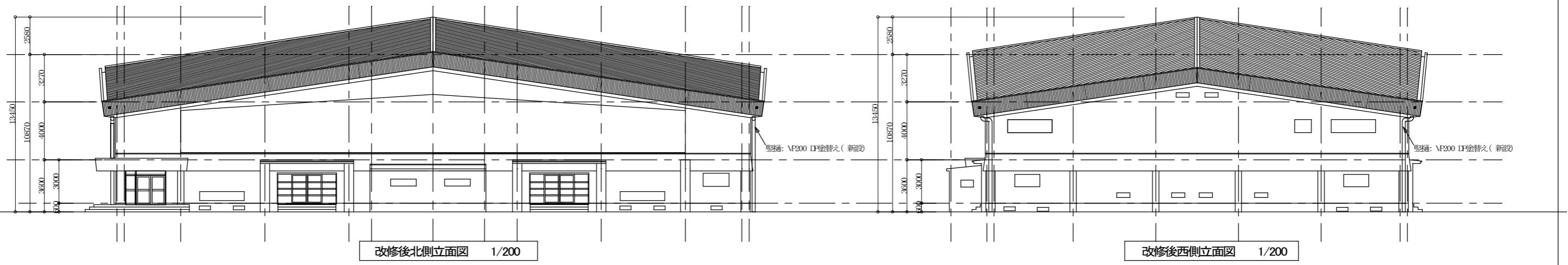
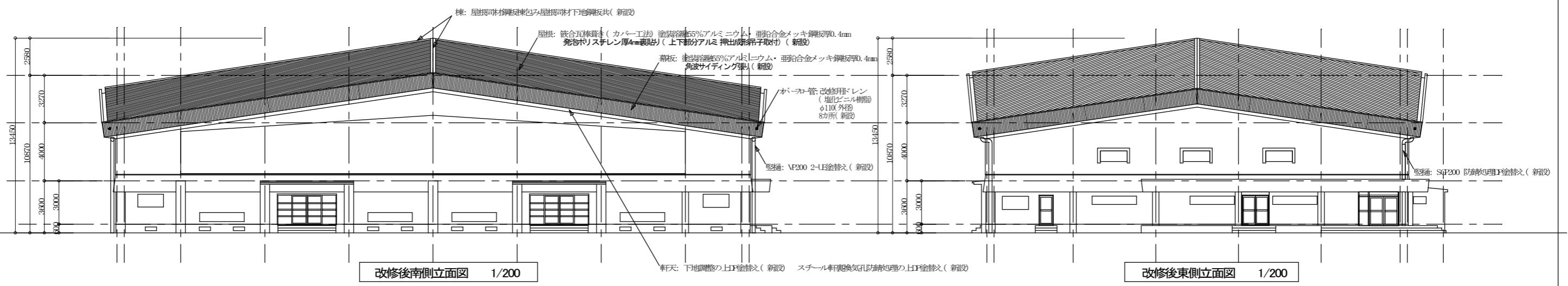




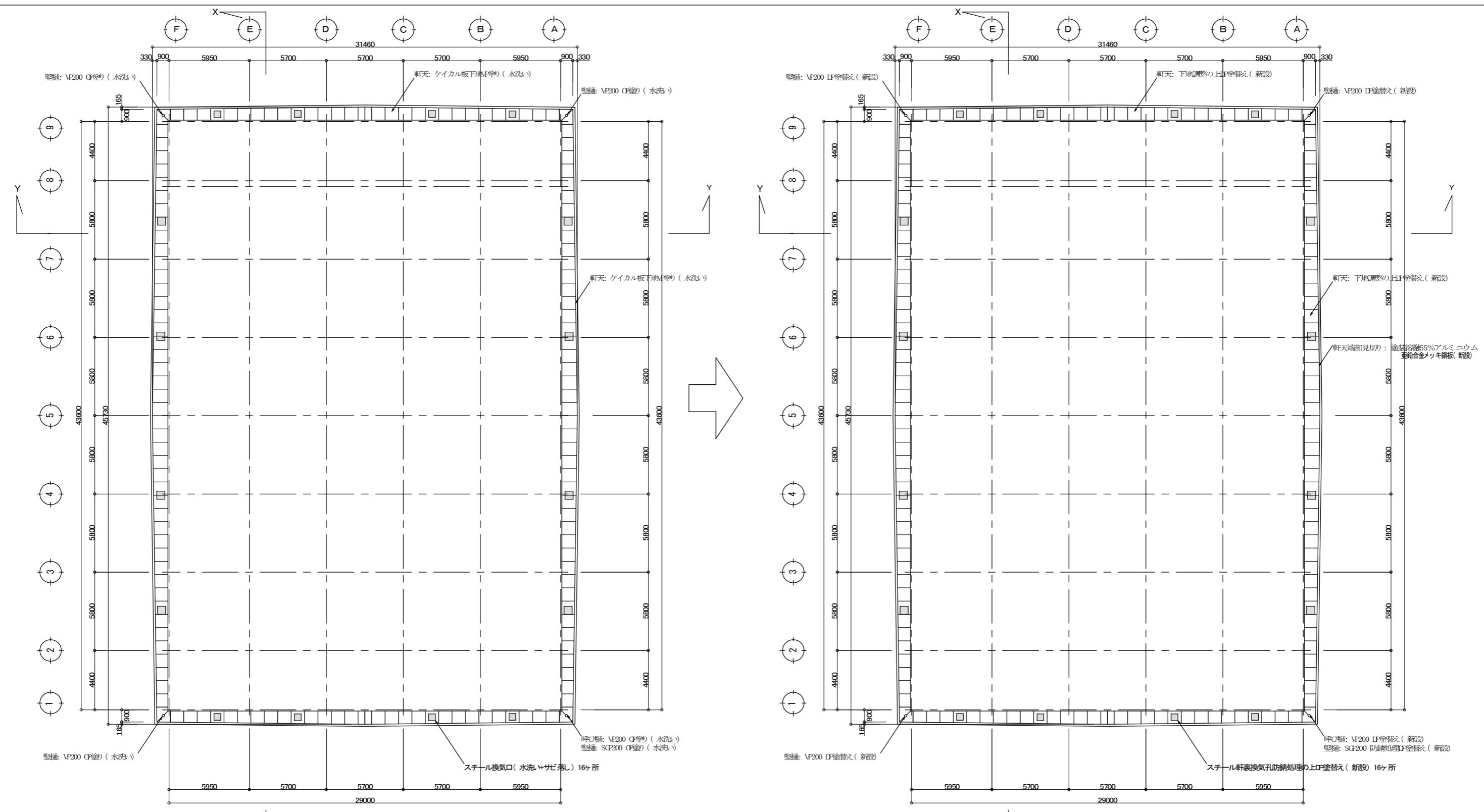
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-03
	●図面名 1階、2階仮設平面図	●縮尺 A2=1/200 A3=1/282



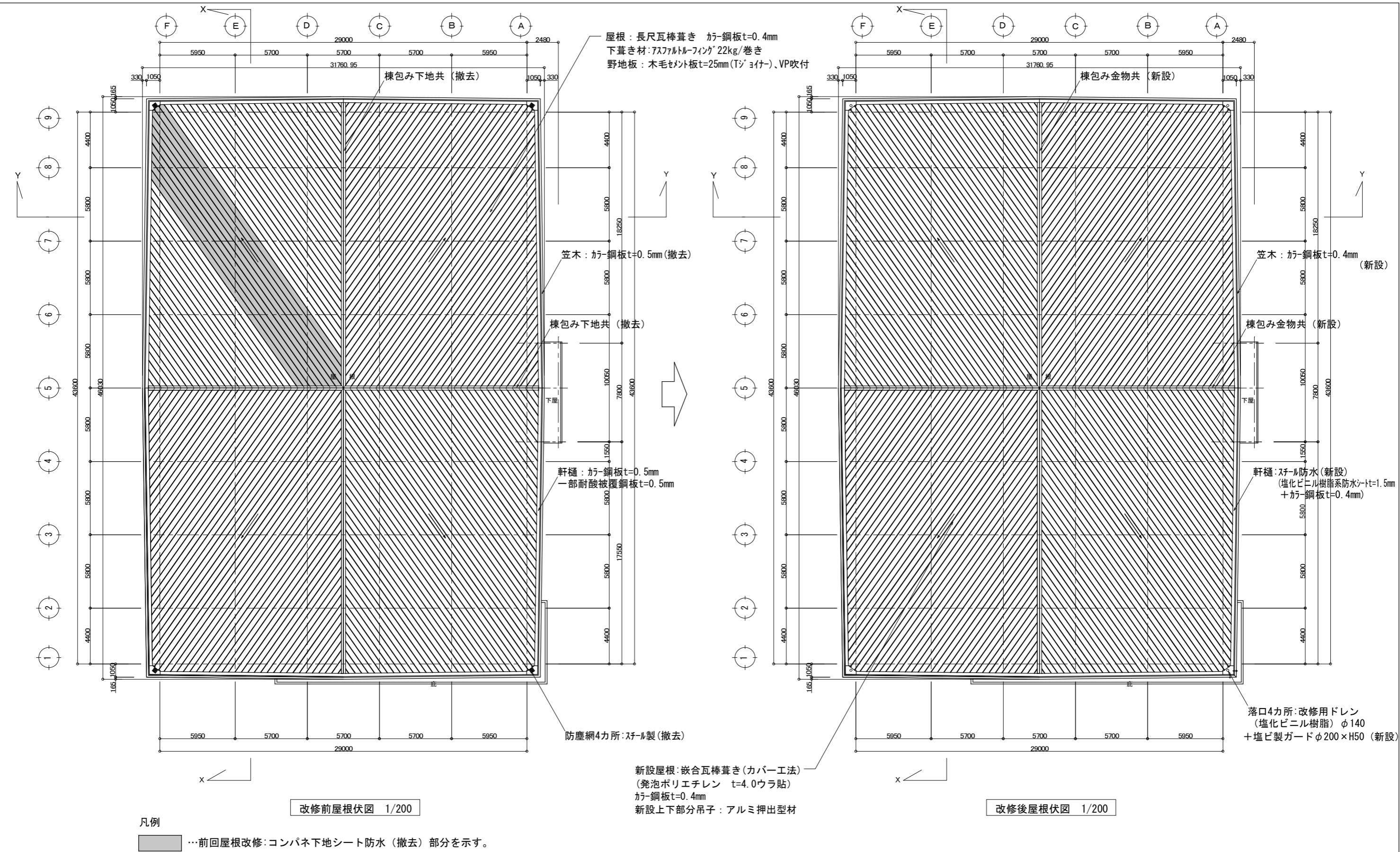
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 7 営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A - 04	中饭贺业建筑研究所 〒779-1750 德岛县阿南市椿町瀬井29-6 1级建筑师 203047号 中饭 贺业
	●図面名 改修前立面図 改修前断面図	●縮尺 A2= 1/200 A3= 1/282	



徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 7 営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育馆等改修工事	●図面番号 A - 05	中饭贺业建筑研究所 〒779-1750 德岛县阿南市椿町瀬井29-6 1级建筑士 203047号 中饭 贺业
	●図面名 改修後立面図 改修後断面図	●縮尺 A2= 1/200 A3= 1/282	



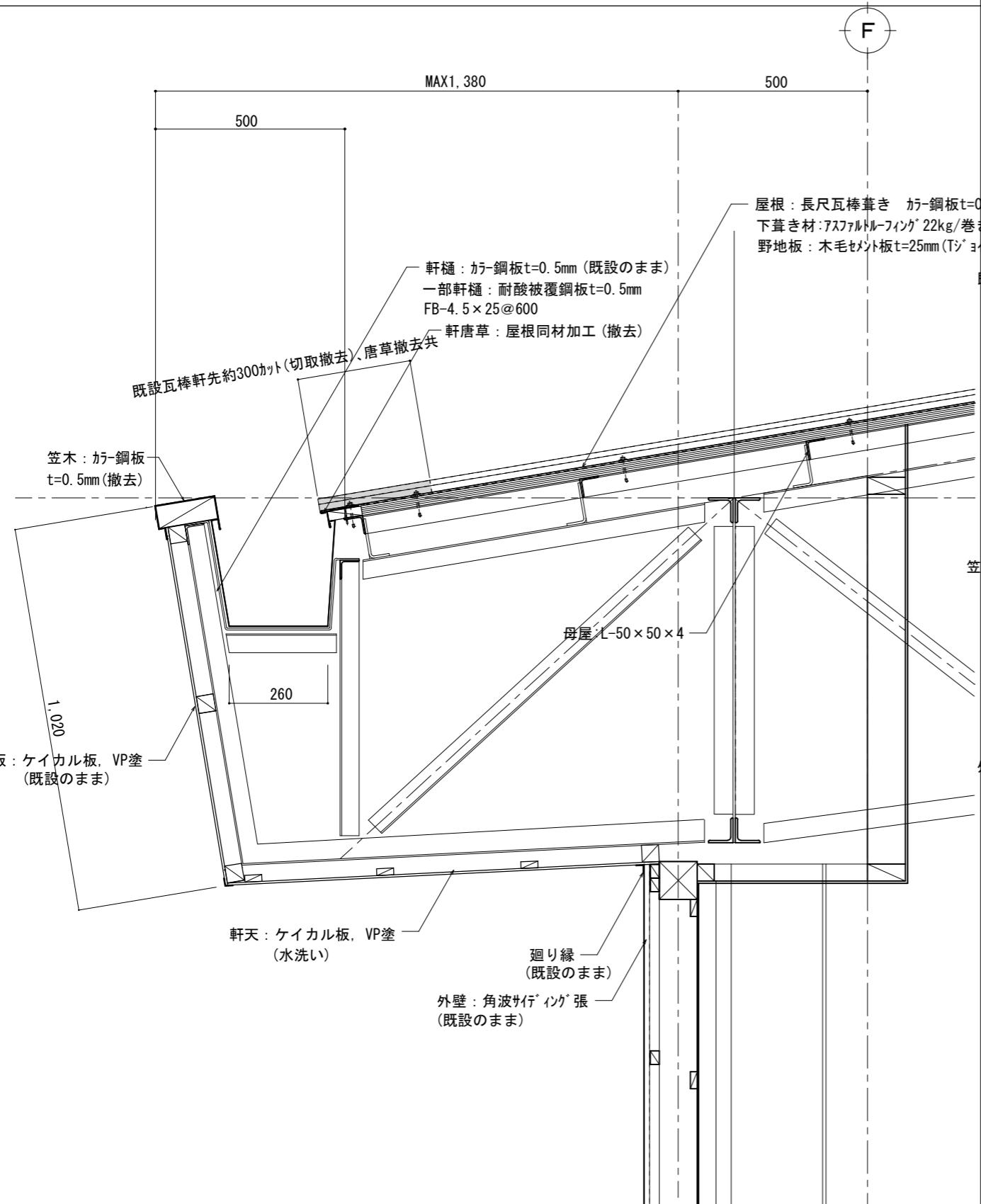
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-06	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
	●図面名 改修前後天井伏図	●縮尺 A2=1/200 A3=1/282	



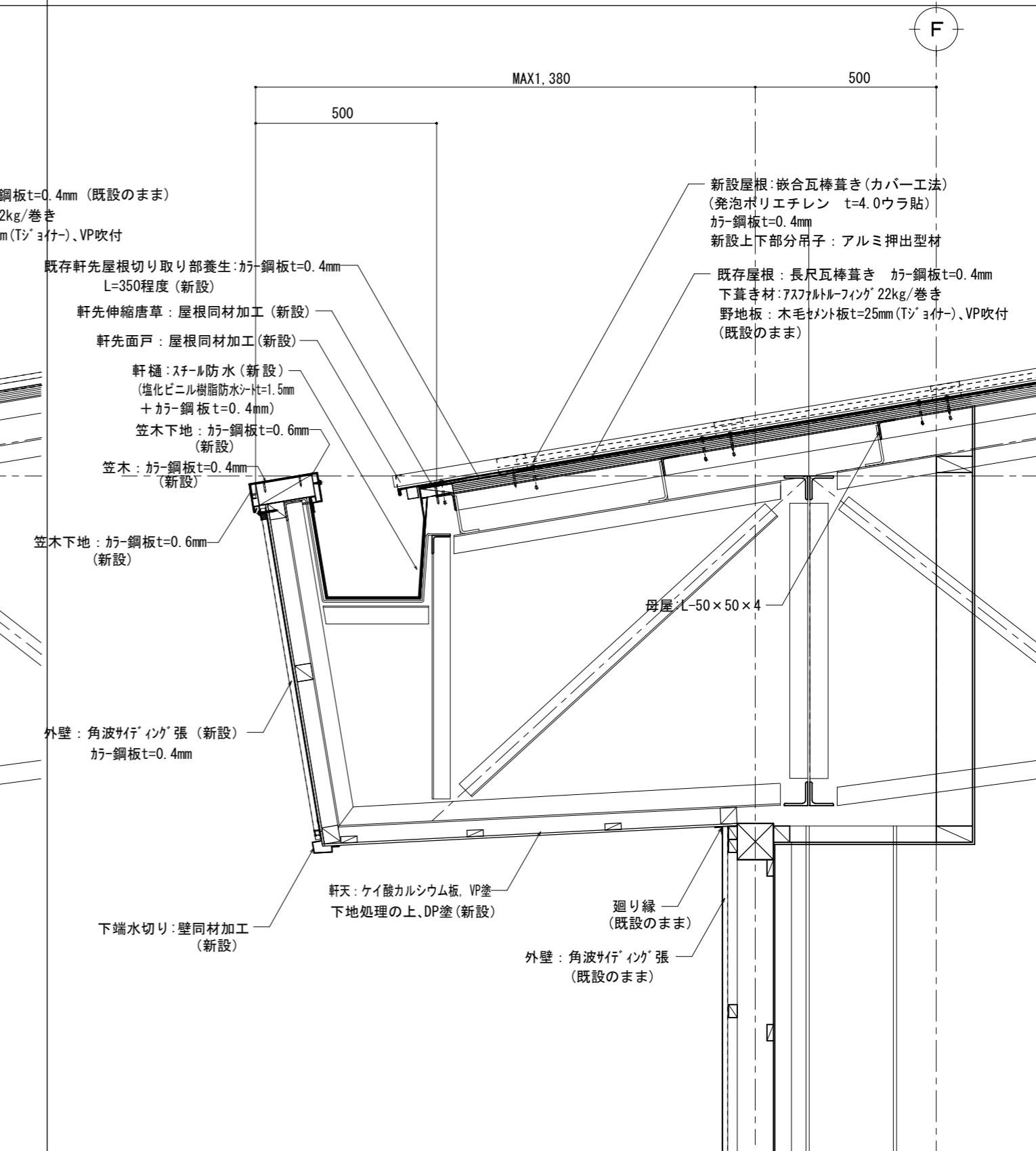
\*図中「カラー鋼板」は「塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板」と読み替える。

●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-07	中飯賀業建築研究所
●図面名 改修前後屋根伏図	●縮尺 A2=1/200 A3=1/282	〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業

改修前屋根軒先詳細図 1/10



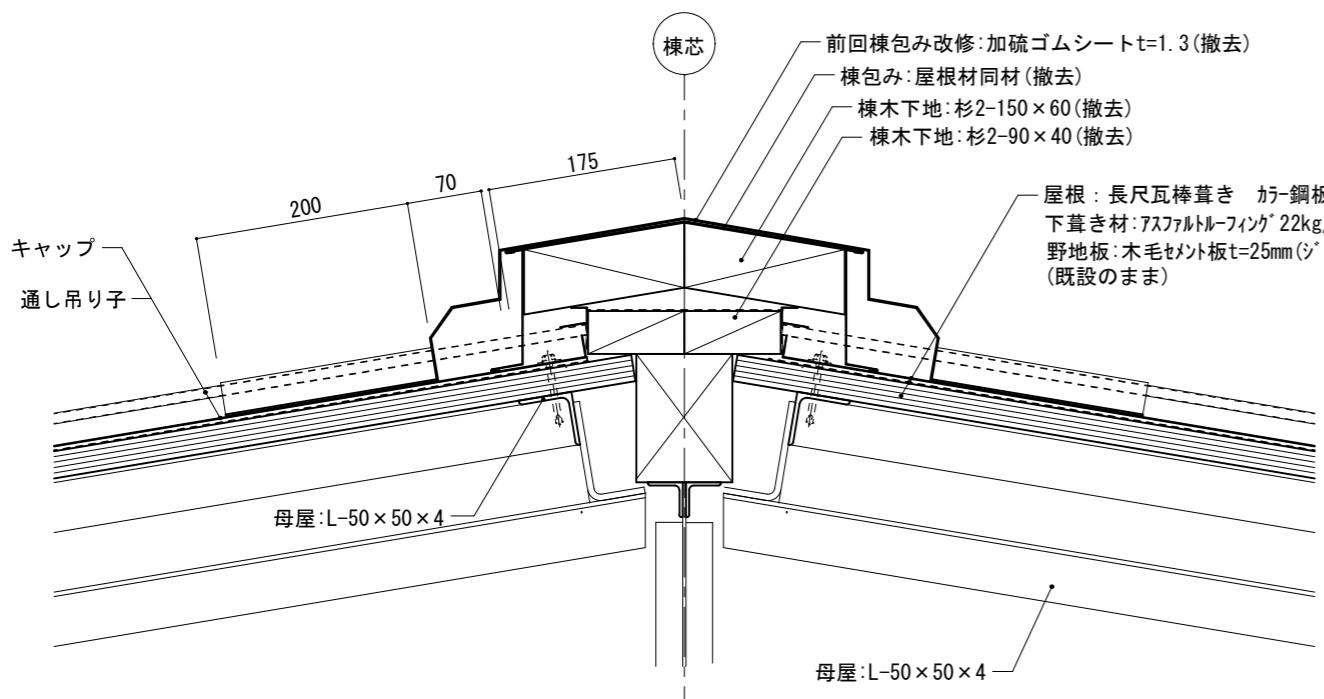
改修後屋根軒先詳細図 1/10



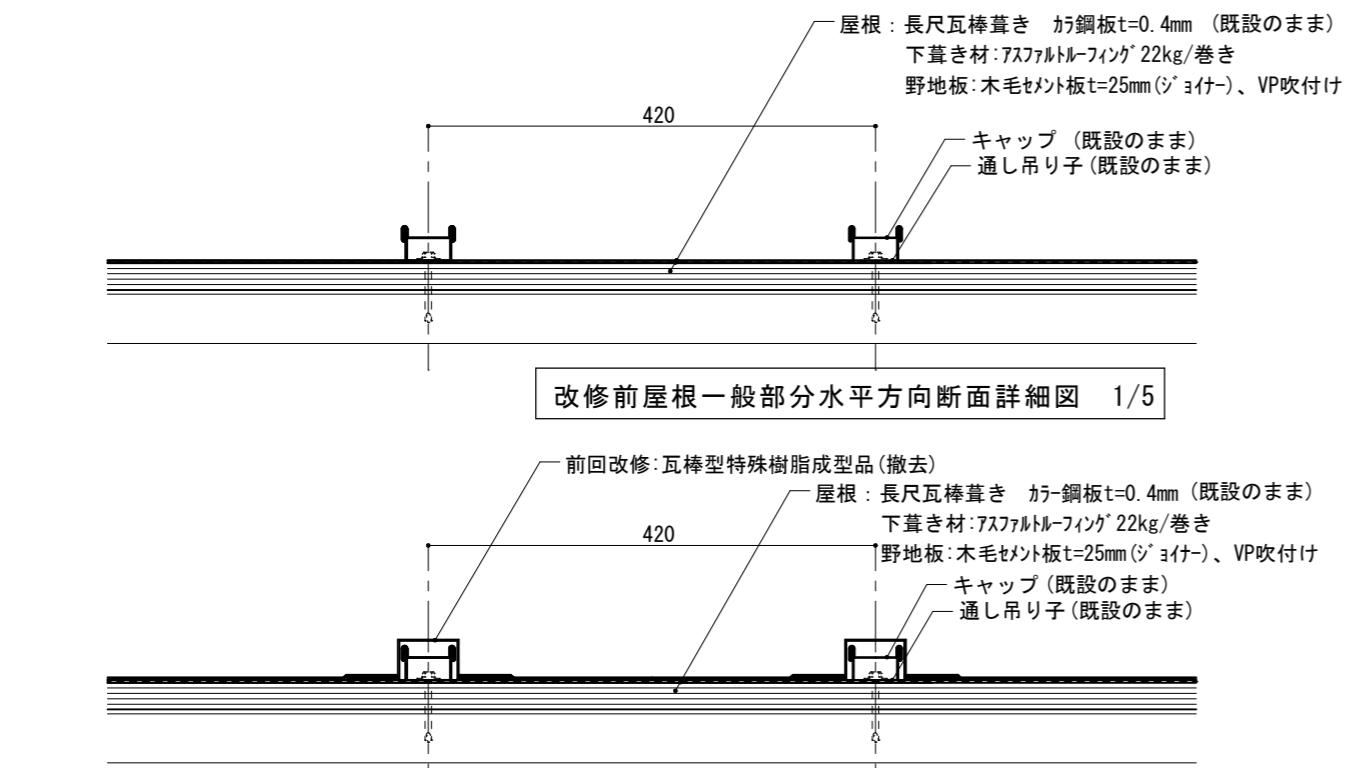
※図中「カラー鋼板」は「塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板」と読み替える。

●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-08	中饭贺业建筑研究所 〒779-1750 德岛县阿南市椿町瀬井29-6 1级建筑士 203047号 中饭 贺业
●図面名 改修前後屋根軒先詳細図 (参考図)	●縮尺 A2= 1/10 A3= 1/14.1	

改修前屋根下り棟、屋根水平方向断面図 1/5

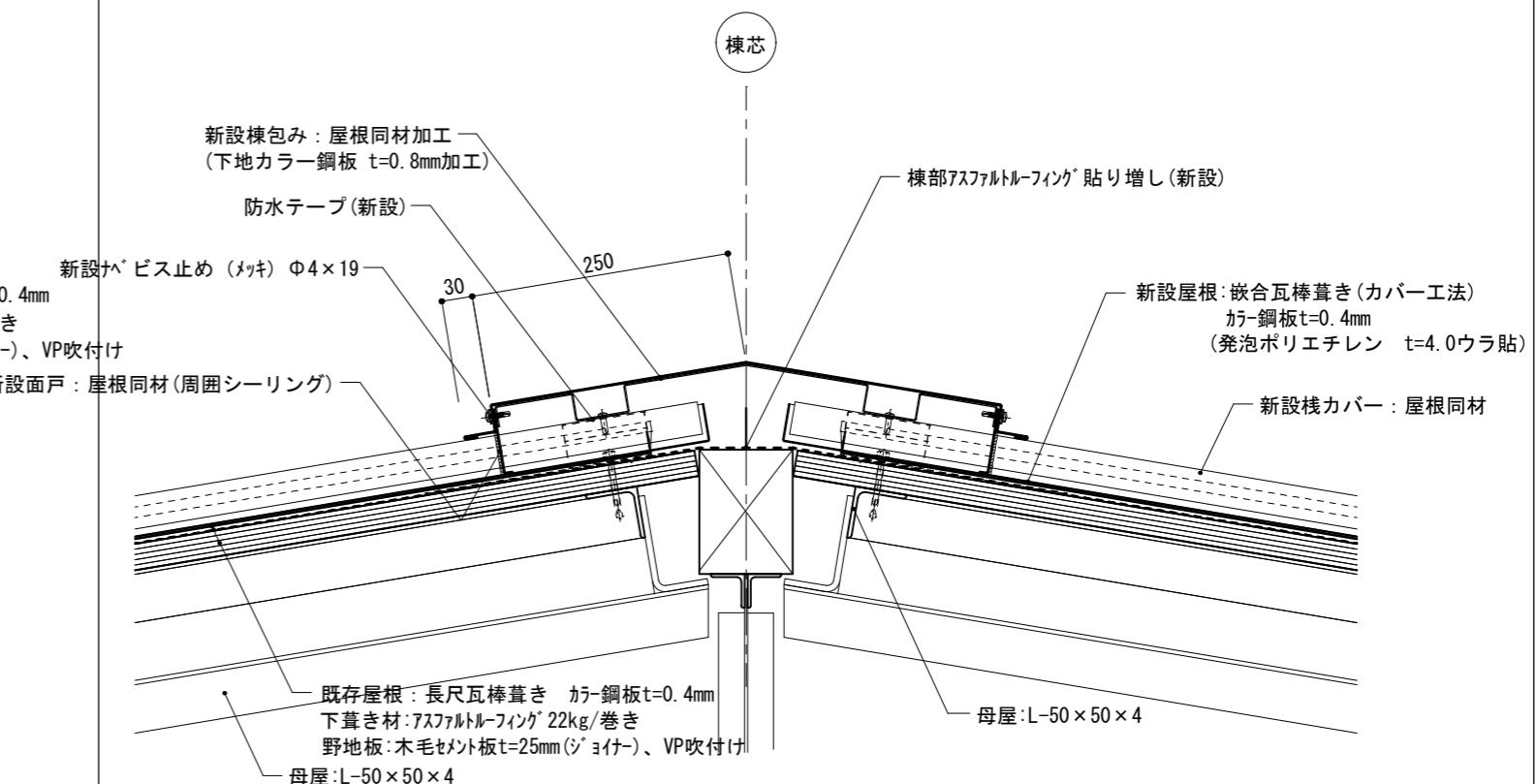


改修前屋根下り棟断面詳細図 1/5

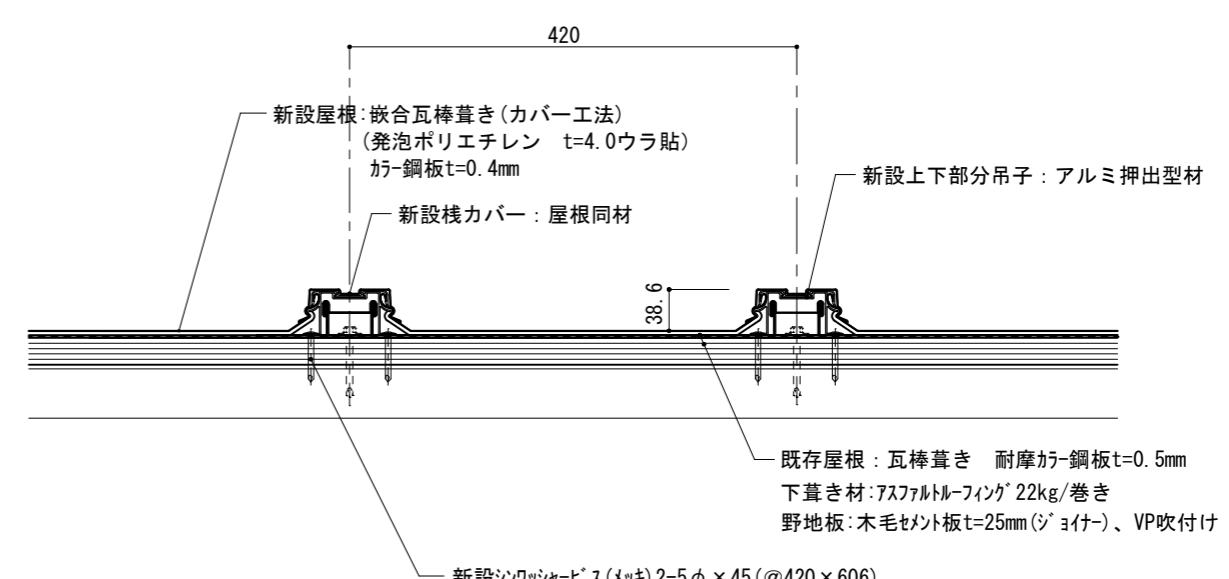


改修前棟部分水平方向断面詳細図 1/5

改修後屋根下り棟、屋根水平方向断面図 1/5



改修後屋根下り棟断面詳細図 1/5



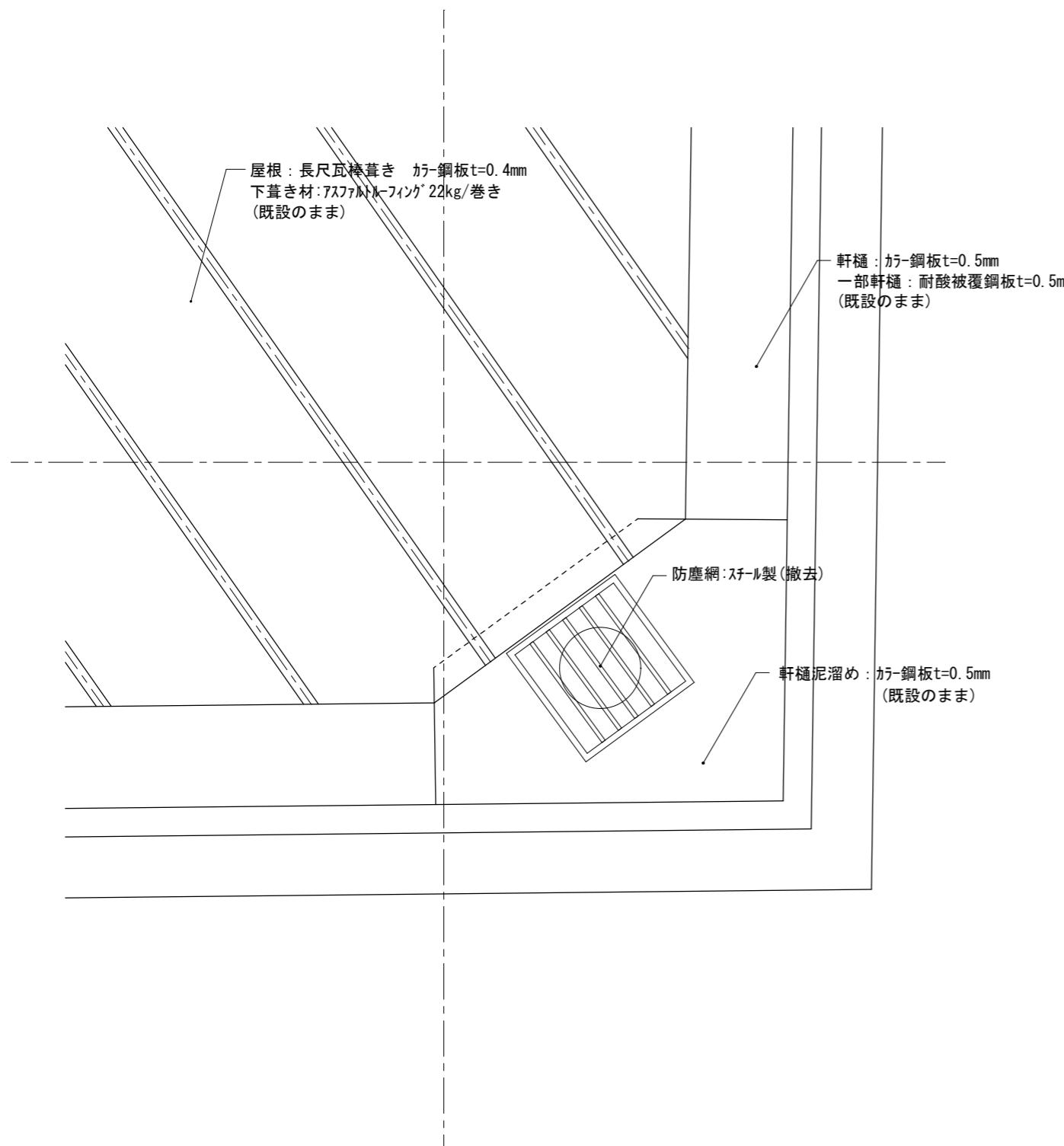
改修後屋根水平方向断面詳細図 1/5

※図中「カラー鋼板」は「塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板」と読み替える。

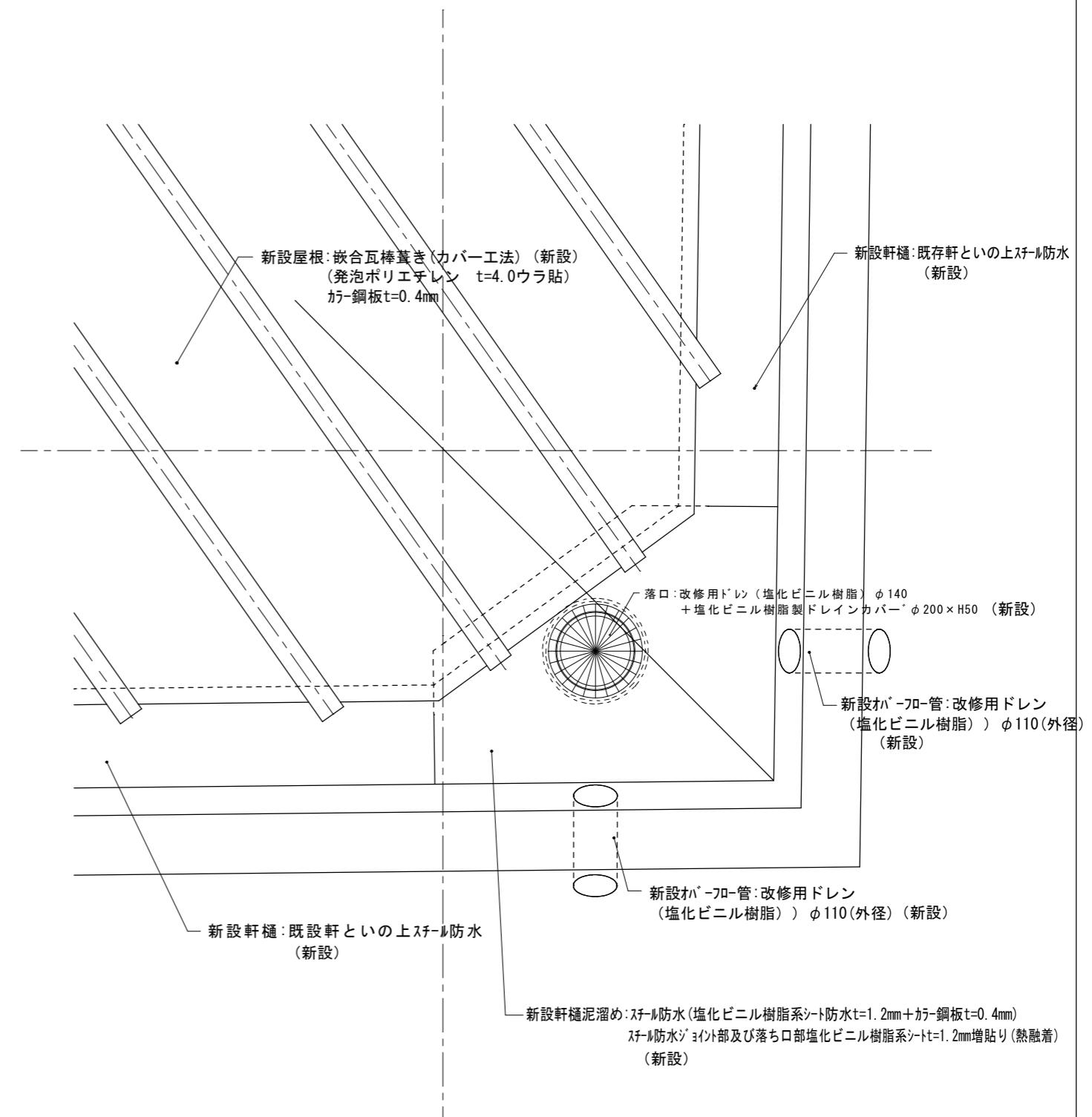
徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育馆等改修工事	●図面番号 A-09	中飯賀業建築研究所
●図面名 改修前後屋根下り棟、屋根水平方向断面 詳細図(参考図)	●縮尺 A2=1/5 A3=1/7	〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業

改修前屋根隅部平面詳細図 1/10



改修後屋根隅部平面詳細図 1/10

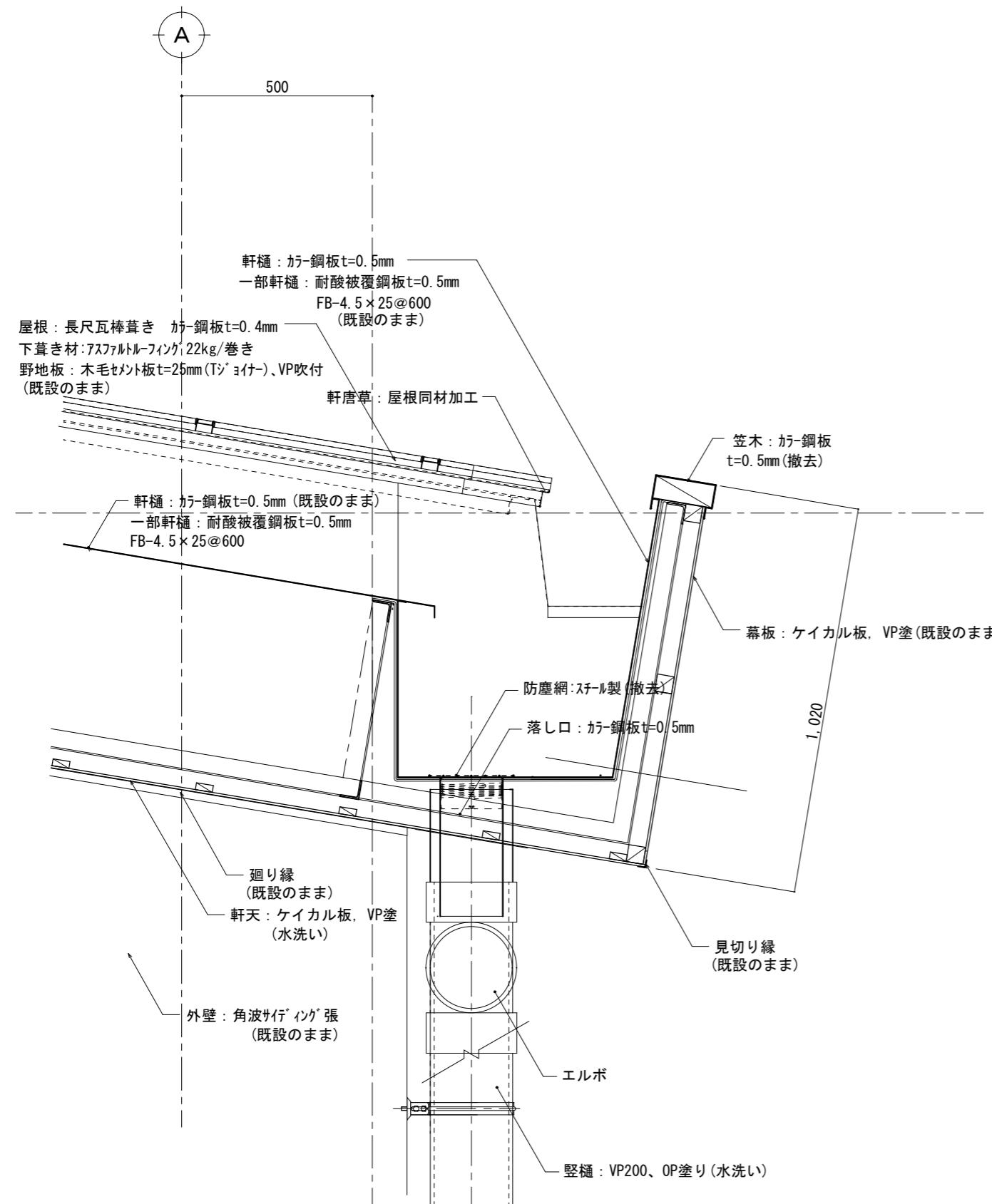


※図中「カラー鋼板」は「塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板」と読み替える。

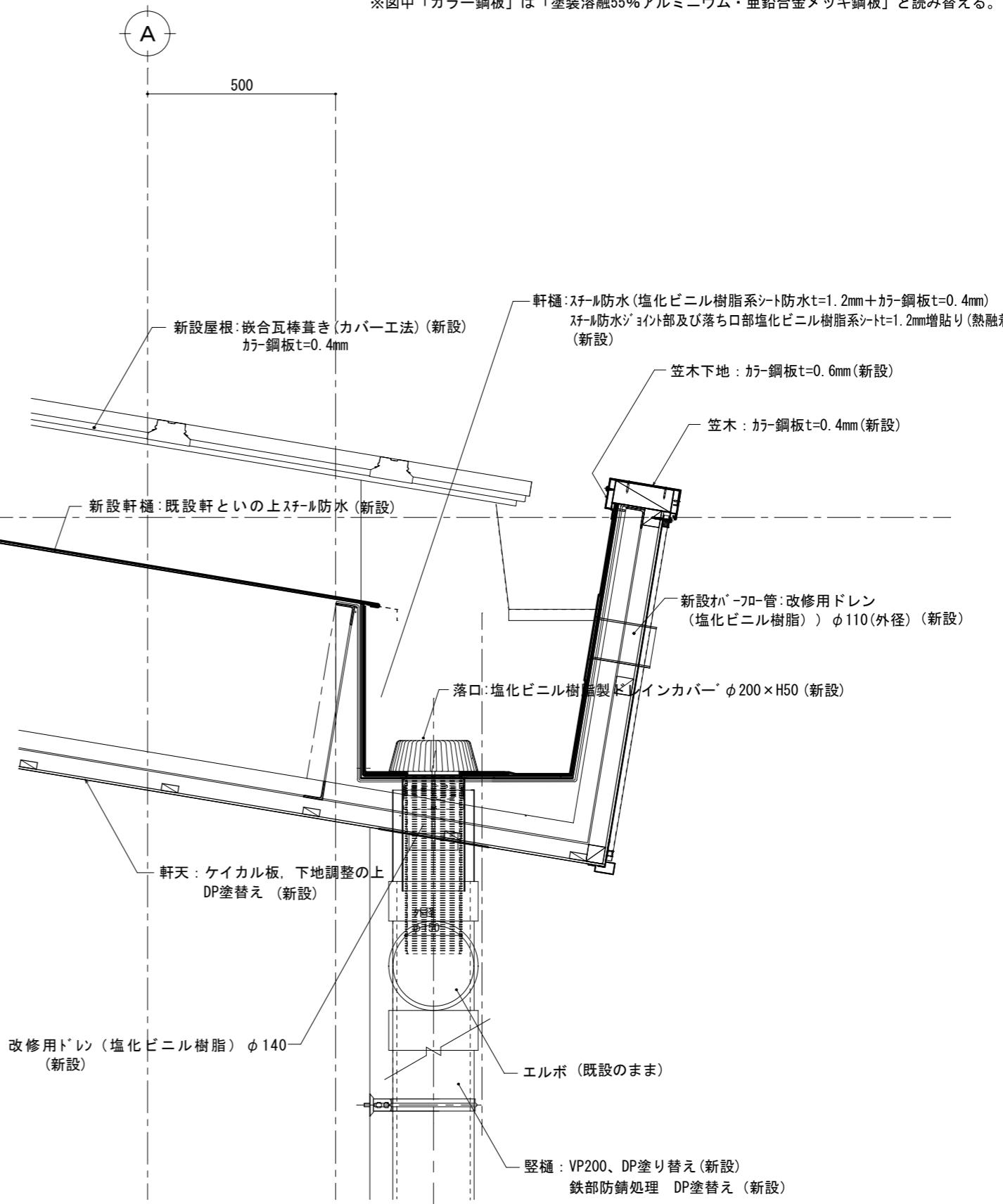
●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-10	中飯賀業建築研究所
●図面名 改修前後屋根隅部平面詳細図(参考図)	●縮尺 A2= 1/10 A3= 1/14.1	〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業

改修前断面詳細図 1/10

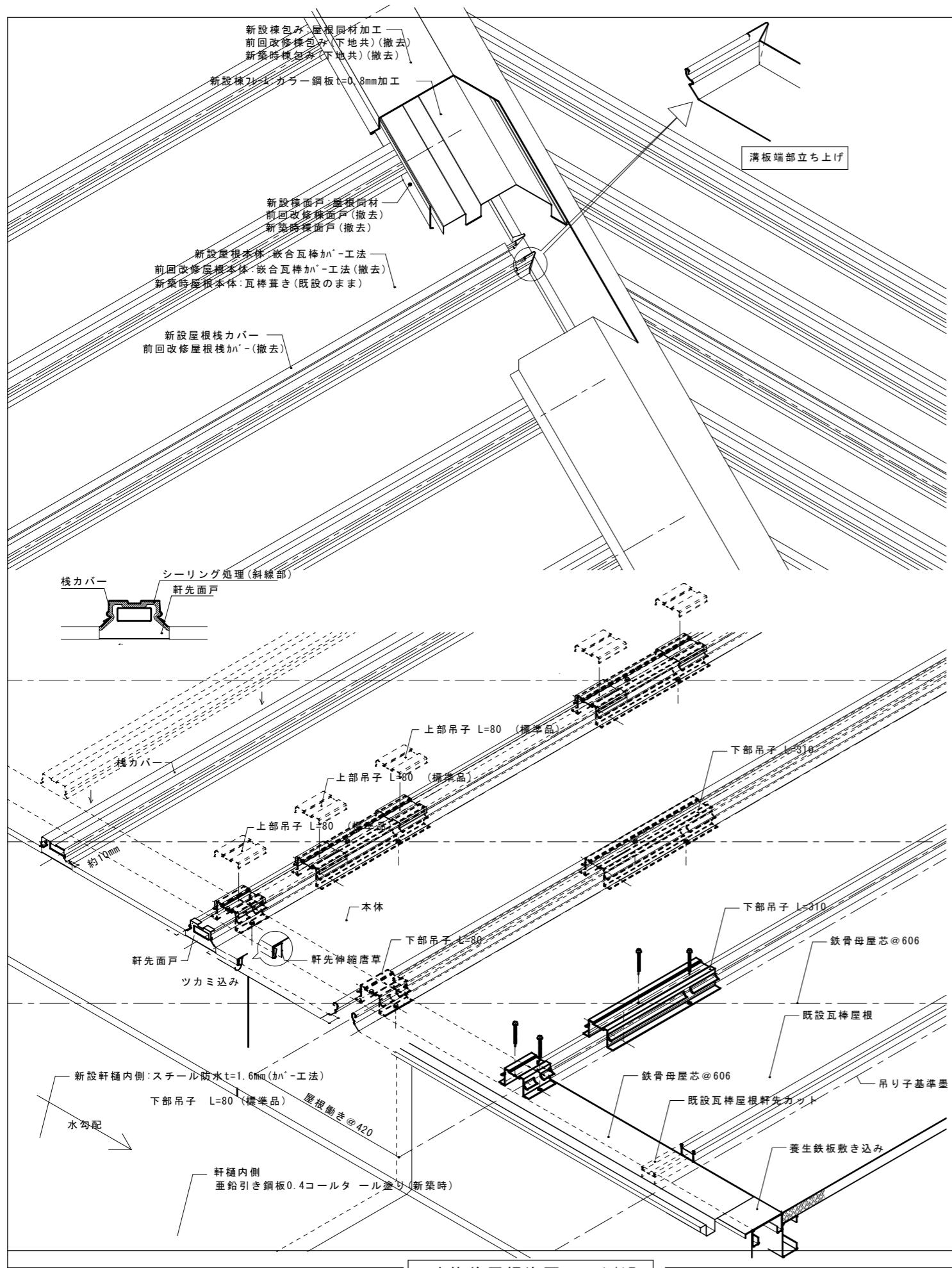
改修後断面詳細図 /10



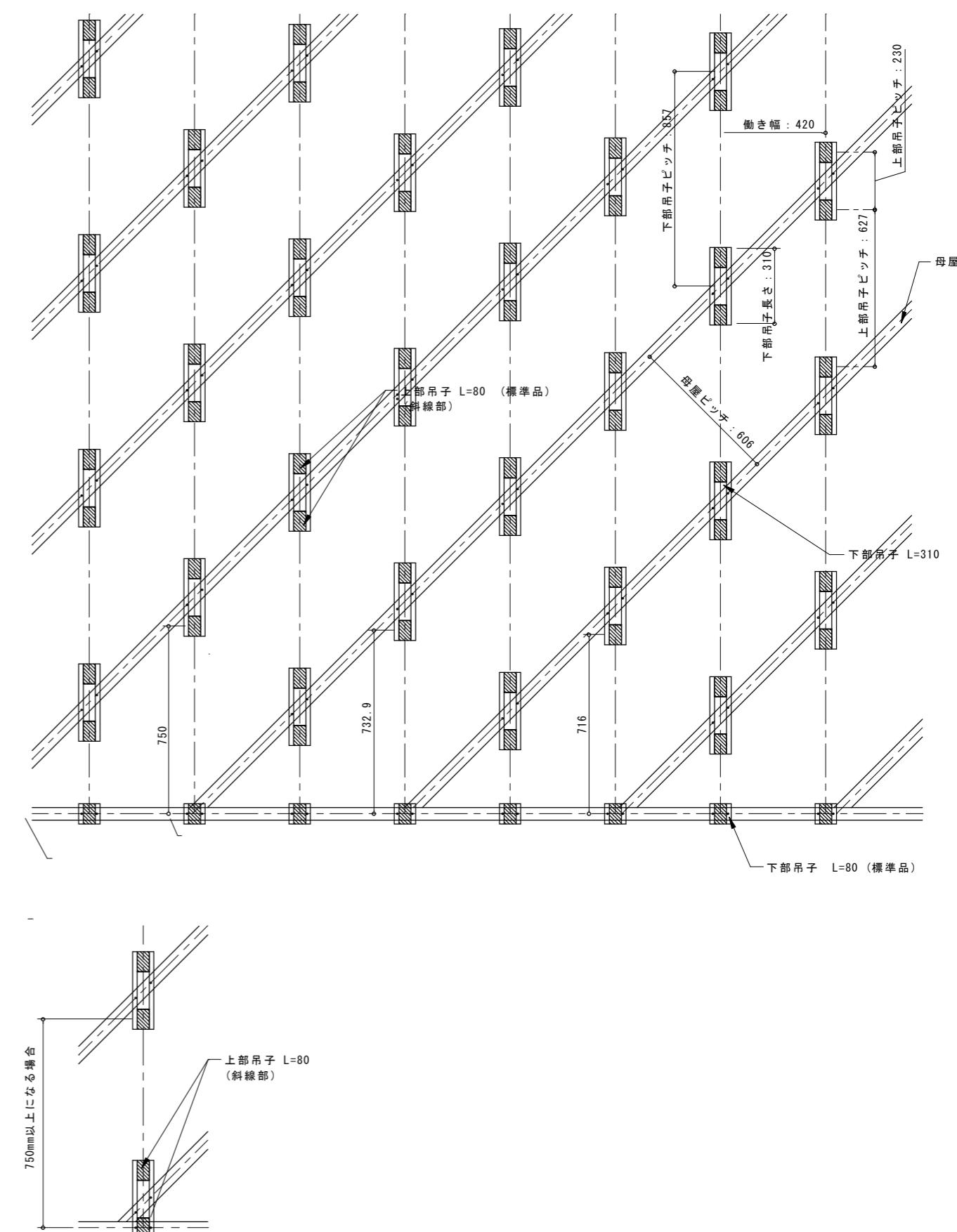
※図中「カラー鋼板」は「塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板」と読み替える。



●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-11	中飯賀業建築研究所
●図面名 改修前後断面詳細図 (参考図)	●縮尺 A2= 1/10 A3= 1/14.08	〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業



改修後屋根姿図 1/15



改修後屋根下地図 1/15

※図中「カラー鋼板」は「塗装溶融55%アルミニウム・亜鉛合金メッキ鋼板」と読み替える。

改修後屋根姿図 1/15	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 A-12	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
		●図面名 改修後屋根詳細図(参考図)	●縮尺 A2=1/15 A3=1/21.15	

### III. 電気設備工事特記仕様書

#### 1章 一般共通事項

- 官公署その他への届出手続等
  - 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
  - 官公署その他の届出手續等は(標仕<1>1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
    - 自家用電気工作物の保安規程( 本工事に関し定める )
    - 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
    - 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
    - 本受電後引渡しまでの基本料金( 本工事 )
    - 別途 )
- 官公署その他への届出手續等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

#### 2. 施工条件

- 施工条件は次による。
- 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
  - 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は作業の中止を行う場合がある。
  - その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

#### 3. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キューピタル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサー、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	バント形蓄電池、制御弁式蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインターラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型) 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取り出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

④ 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

#### 4. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

#### 2章 共通工事

##### 1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

・設計用水平地震力

機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

・設計用鉛直地震力

設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

・施設の分類、地域係数

施設の分類( 特定の施設 )

・一般的の施設 ) 地域係数( 1.0 )

・重要機器

( 配電盤 )

・防災用発電装置

・直流水源装置

・交流無停電電源装置

・交換機 火災報知受信機

・中央監視制御装置

・構内情報通信網装置

)

・設計用標準水平震度

特定の施設		一般的の施設			
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2~5階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・水槽類にはオイルタンク等を含む。

② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕<1>の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行いうものとし、特に計算を行わなくともよい。

③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じるものとする。

#### 2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。

( )

・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。

・試験箇所数 対象機器、径毎に1本とし、無作為に抜き取る。

② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する軸取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。

③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

#### 3. 非破壊検査

① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

#### 4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。

・風圧力 風速 $V_0 = ( 36 + 38 ) \text{ m/s}$  ・積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表(三十五)

#### 5. 各種荷重計算

・避雷針支持管

・テレビアンテナマスト

・風力発電装置

・太陽電池アレイ

#### 6. 強度計算

・プロックマンホール及びハンドホール

・自家発電装置配管類支持材

・ケーブルラック支持材

・垂直ケーブルの最終端支持材

・照明用ポール

7. 試験

① 試験項目は、標仕<2>2.18.2により行う。なお、監理指針<2>2.18.2を参考とする。

② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。

③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・照度測定

・絶縁抵抗測定

#### 8. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料(寸法mm)
・共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組
・共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組
・A種	EA	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×2連-2組
・B種	EB	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×2連-2組
・C種	EC	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組
・D種	ED	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1
・ELCB用	EELCB	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1
・雷保護用	ELA	Ω以下	EP=0.6×2 EB(D=14又はW=40)×連一組
・高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組
・交換機隔離用	Et	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-1組
・本配線盤保安装置用	EA <sub>t</sub>	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組
・拡声増幅器用	ED <sub>t</sub>	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1
・各種通信機器用	EDa	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1
・保安器用	ELt	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1
・測定用補助	EO	-	EB(D=14又はW=30)×1

(備考) EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設枠を設ける。

#### 9. その他共通事項

##### ① 配管工事

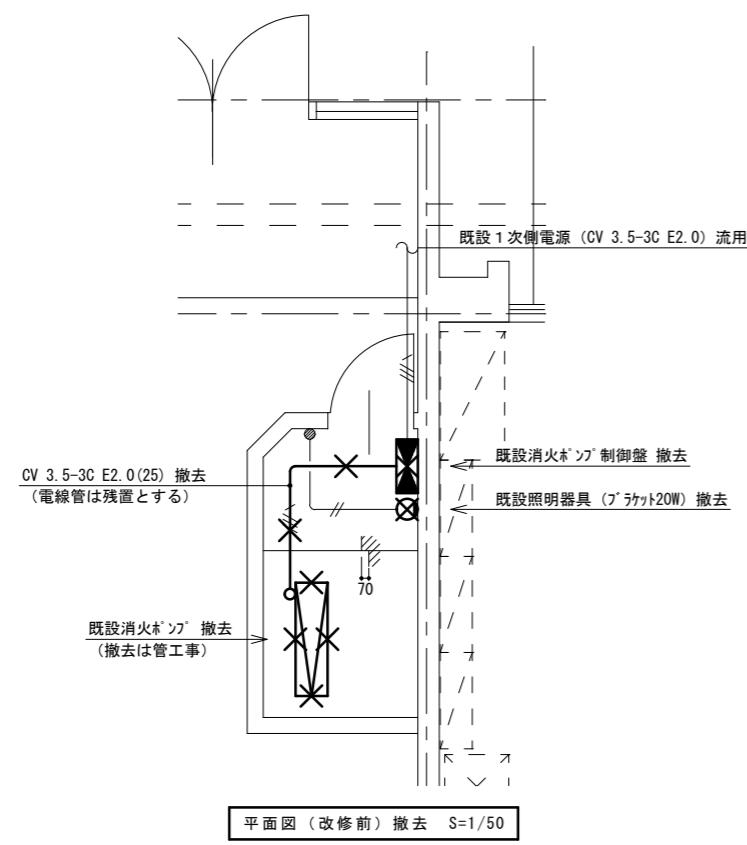
・最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠れ施工とし、

### 3章 電灯設備

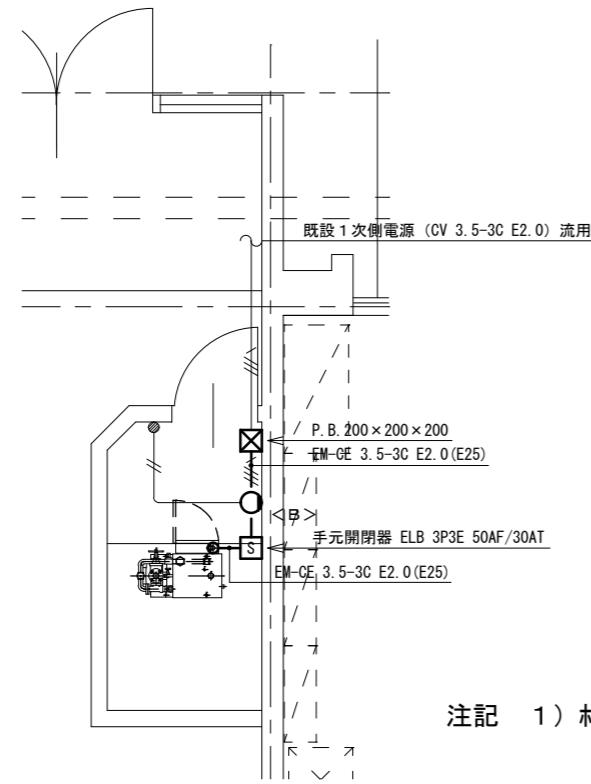
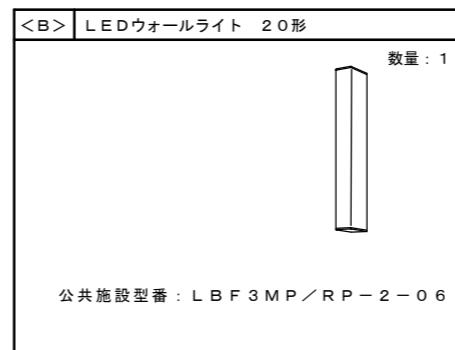
1. 照明器具  
LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

### 4章 その他

1. 配線記号等
  - ① EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
  - ② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
    - (G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
    - (16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
    - (19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
  - ③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。



注記 1) × 印は、撤去を示す



注記 1) ポンプ接続部は、防水ポンプの使用のこと

●工事名 R7営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 E-01	中饭贺业建筑研究所
●図面名 電気工事 設備図	●縮尺 A2= 1/50 A3= 1/**	〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中饭 贺业

### III. 機械設備工事特記仕様書

#### 1章 一般共通事項

- 官公署その他への届出手続等
  - 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
  - 官公署その他への届出手続等は(標仕く1)1.1.3により行う。なお、監理指針く1)1.1.3を参考とする。
    - 自家用電気工作物の保安規程( 本工事に規定するものとし、既存施設の保安規程を適用(改修・増築等) )
    - 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
    - 本受電後引渡しまでの基本料金( 本工事  別途  )
- 官公署その他への届出手続等を行ふにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

## 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
配管	配管	○ 建築配管作業

(注)表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

## 3. 施工条件

- 施工条件は次による。
- 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
  - 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は作業の中止を行う場合がある。
  - その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

## 4. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー(簡易貯湯ボイラー含む)、錆鉄製ボイラー(錆鉄製簡易ボイラー含む) 鋼製小型ボイラー(小型貯湯ボイラー含む)、錆製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(錆製・錆鉄製)、無圧式温水発生機(錆製・錆鉄製)
冷凍機	チラクユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)、吸収冷温水機、吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形含む) コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パルプ形、折込み形、袋形)、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸入口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製(パネルシングル、ステンレス鋼板製)パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)、密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
錆製製品	マンホールふた、弁樹ふた

(3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

(4) 機材の検査に伴う試験については、標仕く1)1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

## 5. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

## 6. 総合試運調整

- 総合試運調整の項目は次によるものとし、試運調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。  
(監理指針 参考資料 資料2 試運調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。)
  - 風量調整
  - 水量調整
  - 室内外空気の温湿度の測定
  - 室内気流及びんいの測定
  - 飲料水の水質の測定
  - 雑用水の水質の測定
  - 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

## 2章 共通工事

## 1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

## ・ 設計用水平地震力

機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

## ・ 設計用鉛直地震力

設計水平震度の1/2とし、水平震度と同時に働くものとする。

## ・ 施設の分類、地域係数

施設の分類(  特定の施設  一般の施設 ) 地域係数(  1.0  0.9 )

## ・ 重要機器

・ 給水機器(  ) 排水機器(  ) 換気機器(  ) 空調機器(  ) 热源機器(  )

・ 防災機器(  ) 監視制御装置(  ) 危険物貯蔵装置(  ) 火を使用する設備(  )

## ・ 設計用標準水平震度

		特定の施設	一般的施設
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5
	防振支持の機器	2.0	2.0
	水槽類	2.0	1.5
	機器	1.5	1.0
中層階	防振支持の機器	1.5	1.5
	水槽類	1.5	1.0
	機器	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.0	1.0
1階及び地下階	水槽類	1.5	1.0
	機器	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行ふものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じるものとする。

## 2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーオねじ形又は接着系アンカーや接着剤を使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。

(  屋内消火栓ボンブ  )

- 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーボルトを引張るものとする。

・ 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。

- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーボルトを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーボルトは金属拡張アンカーオねじ形又は接着系アンカーや接着剤とする。

③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーボルトは除く)

## 3. 配管工事

- 配管材料については、次表による。

用途	名称	番号	備考
配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP	
水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)	
配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304	
一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304	
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
蒸気(往)	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼管(黒管 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材(難燃性)
空調用排水(屋内)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30m以下はJIS K 6742を使用してもよい)
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給水(地中埋設)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 002	
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	排水・通気用耐火二層管		
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
排水(地中埋設)	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU

	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食経手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
給湯	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ボリーブ管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	JIS K 6776	HTVP
	架橋ボリエチレン管	JIS K 6769	
消防	○ 配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
(地中埋設)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
(地中埋設)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
(地中埋設)	ガス用ボリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

② ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の経手はSAS322による拵管式とする。

③ 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。

④ 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。

・給水配管、ガス配管

標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) (b) (c))による。

※屋外埋設用配管にボリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口枠(標準図[機材6]のTC-1)を設け、変位吸収余長をとる。

・油配管

標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) (b) (c))による。

⑤ 配管溶接部の非破壊検査は次による。

・要 (放射線透過検査 漫透探査検査または磁粉探傷検査) 不要

※検査要の場合の抜取率は(標準仕様書による %)とする。

⑥ 図面に記載なき防振継手は、(合成ゴム製 ベローズ形)とする。

⑦ 図面に記載なき伸縮管継手は、(ベローズ形 スリーブ形)とする。

⑧ 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。

⑨ 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕&lt;2&gt;2.6.1、&lt;2&gt;2.6.3)

⑩ 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

⑪ 地中配管は次による。(標仕&lt;2&gt;2.7.1、監理指針&lt;2&gt;2.7.1、標準図[機材2])

・排水管

標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを造り方にならぬ引き込み、突き固めた後、管をなじみ良好布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。

・排水管以外

管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。

⑫ 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠れ、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕&lt;2&gt;2.9.1)

## 4. その他共通事項

## ① 支持金物等

・屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

## ② 用途等の表示

・機器には名称及び記号を、配管及びタクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕&lt;1&gt;1.7.4)

なお、屋外及び水気のある場所(弁箱内等を含む)での機器の名称、配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。

## ③ 制御配線、計装配線等

・使用する電線及びケーブルは、標仕&lt;4&gt;1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

## 3章 給水設備

## 1. 配管材料等

① ビニル管の接合方法は(接着接合 ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする))とする。

② ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は(メカニカル接合 電気融着接合)、75A以上は電気融着接合とする。

③ 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。

④ 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

## 4章 消火設備

## 1. 弁類

消火栓開閉弁は(10K 16K)とする。

## 2. 保温工事

① 呼水タンクの保温 施工しない 施工する

② 充水タンクの保温 施工しない 施工する

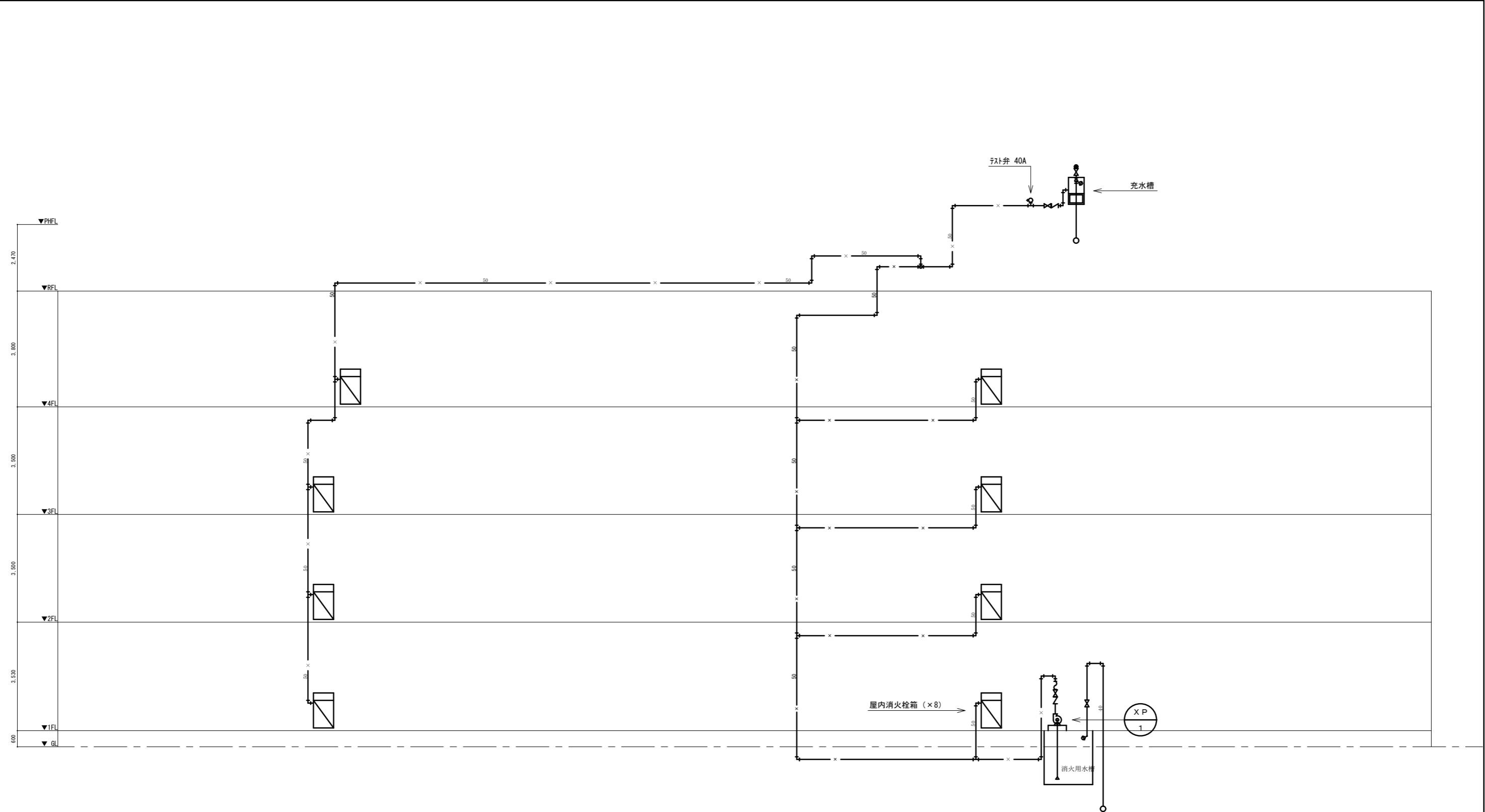
③ 消火配管の保温は次による。(屋外露出は、保温種別:E2-(1)/VIIによる。)

・屋内消火栓 施工しない 施工する

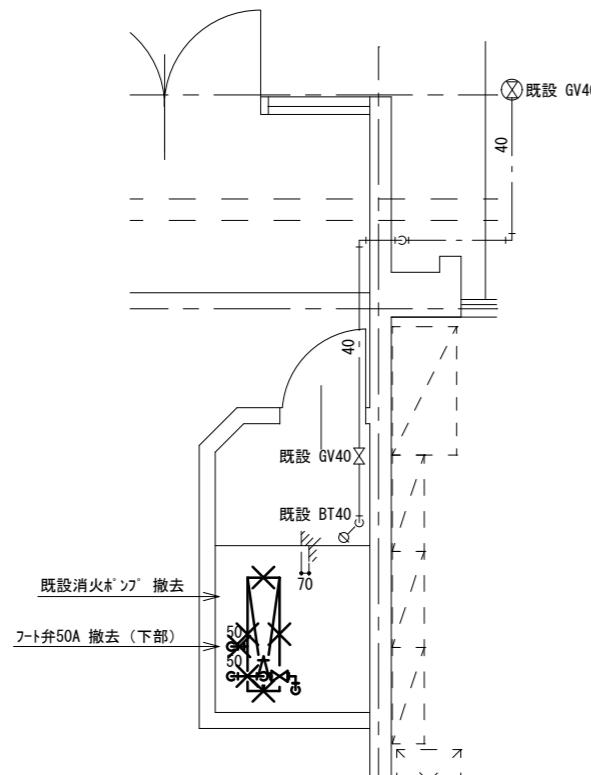
・スプリンクラー 施工しない 施工する

・連結送水 施工しない 施工する

・連結散水 施工しない 施工する

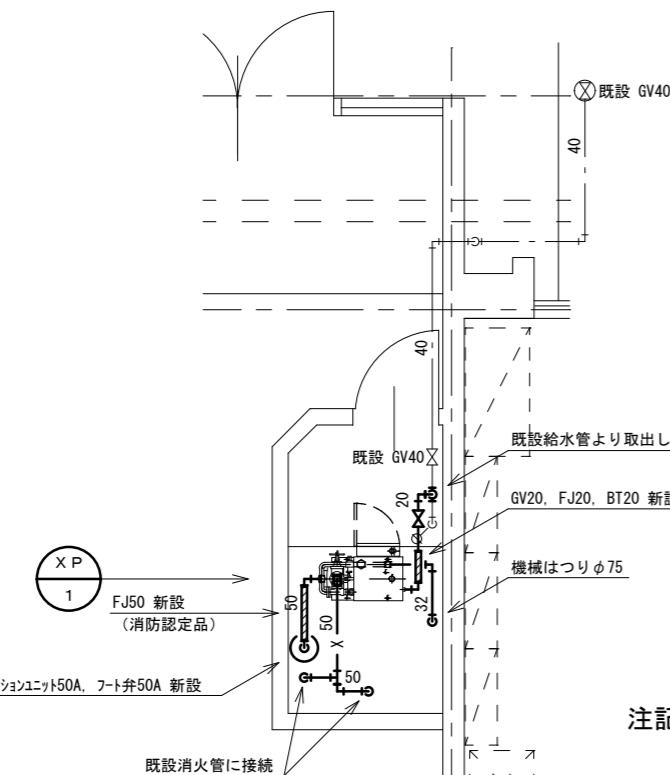
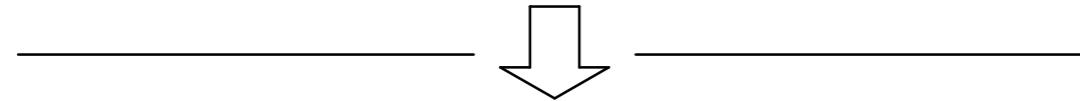


徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 7 営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 W - 01	中飯賀業建築研究所
	●図面名 屋内消火栓設備 系統図	●縮尺 A2= 1/** A3= 1/**	〒779-1750 徳島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業



平面図（改修前）撤去 S=1/50

注記 1) × 印は、撤去を示す



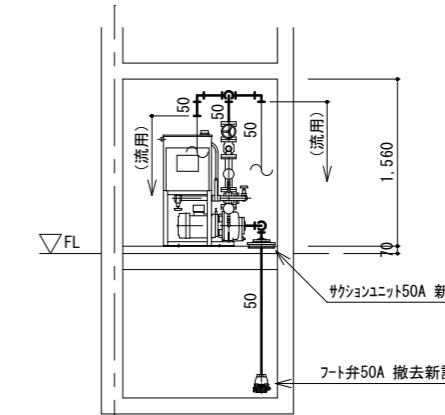
平面図（改修後）新設 S=1/50

注記 1) 印は、撤去を示す  
2) コンクリート基礎は、既設流用とする

機器表

記号	名称	付属品及び備考	数量
	改修後（新設）		
X P - 1	消火ポンプユニット	屋内消火栓用 消防認定品 50φ × 40φ × 300L / min × 61.0m × 5.5kW 電源：三相200V	1
		呼水槽 制御盤（じか入れ起動） 性能試験用配管	
		サクションユニット50A フート弁50A 仕切弁 逆止弁	
		可とう管 圧力計 連成計 その他付属品一式共	
	改修前（撤去）		
	消火ポンプ	屋内消火栓用 50φ × 480L / min × 61.0m × 5.5kW 電源：三相200V 50MS1VM（荏原）	1

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水	<input checked="" type="checkbox"/> 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
給 水	<input checked="" type="checkbox"/> 配管用炭素鋼钢管	JIS G 3452	SGP(白)



断面図（改修後）新設 S=1/50

●工事名 R7 営繕 富岡西高等学校 阿南・富岡 体育館等改修工事	●図面番号 W-02	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 德島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
●図面名 屋内消火栓設備 設備図	●縮尺 A2= 1/50 A3= 1/**	